

令和6年玉村町議会第1回定例会会議録第1号

令和6年3月4日（月曜日）

議事日程 第1号

令和6年3月4日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 町長施政方針
- 日程第 6 議案第 4号 玉村町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5号 玉村町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 6号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7号 玉村町介護保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 8号 玉村町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第 9号 玉村町空家等の適正管理及び活用の促進に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 玉村町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 令和5年度玉村町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第15 議案第13号 令和5年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第14号 令和5年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第15号 令和5年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第16号 令和5年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第17号 令和5年度玉村町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第18号 令和6年度玉村町一般会計予算
- 日程第21 議案第19号 令和6年度玉村町国民健康保険特別会計予算

- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 令和 6 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 2 3 議案第 2 1 号 令和 6 年度玉村町介護保険特別会計予算
日程第 2 4 議案第 2 2 号 令和 6 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
日程第 2 5 議案第 2 3 号 令和 6 年度玉村町水道事業会計予算
日程第 2 6 議案第 2 4 号 令和 6 年度玉村町下水道事業会計予算
日程第 2 7 議案第 2 5 号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	羽鳥光博君	2番	堀越真由子君
3番	松本幸喜君	4番	笠原則孝君
5番	小林一幸君	6番	月田均君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	高橋茂樹君	10番	浅見武志君
12番	新井賢次君	13番	石内國雄君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	萩原保宏君
教育長	鈴木寛史君	総務課長	齋藤善彦君
企画課長	齋藤恭君	税務課長	貫井利行君
健康福祉課長	岩谷孝司君	子ども育成課長	今井理恵子君
住民課長	丸山智志君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	武士浩之君	都市建設課長	原田英樹君
上下水道課長	上村明弘君	会計管理者兼会計課長	関根聡子君
学校教育課長	根岸真早子君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	関根伸行	局長補佐	萩原 穰
庶務係兼 議事調査係	重田智美		

○追悼の儀

◇議長（石内國雄君） 着席願います。会議の冒頭に当たり、この際玉村町議会議員、故宇津木治宣氏の追悼の儀を本議場にて執り行います。

ここに謹んでご報告申し上げます。故宇津木治宣議員には、去る2月2日の早朝に急逝されました。誠に痛恨の極みに堪えないところであります。

2月7日の告別式に際しましては、町を代表して町長から、また議会を代表して議長から惜別の弔辞をお送りし、衷心より弔意を表したところであります。

なお、本日は、何かとお忙しい中にもかかわらず、ご遺族の皆様にもお越しいただきましたので、傍聴席よりこれから行われます追悼の儀を見守っていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから今は亡き故宇津木治宣議員のご冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思います。

皆様、ご起立をお願いいたします。自席から、議席番号11番の遺影にお向かいください。

それでは、黙祷します。黙祷。

〔黙 祷〕

◇議長（石内國雄君） 黙祷を終わります。お直りください。

ご着席願います。

次に、故人に弔意を表すため、同僚議員を代表いたしまして、高橋茂樹議員の発言を許可いたします。

高橋茂樹議員、お願いいたします。

〔9番 高橋茂樹君登壇〕

◇9番（高橋茂樹君） おはようございます。3月定例会の開会の前に当たり、宇津木治宣議員の遺影に向かい、追悼の言葉を述べさせていただきます。

宇津木治宣議員とは、私と同時に平成9年10月の選挙で1期生として当選してきました。当時は、この議席が満杯になる22名の議員が誕生したわけです。そのとき1期議員は9名いました。その中で残っているのは宇津木治宣議員と私2人だけになってしまって、宇津木議員が亡くなり本当に寂しい思いでございます。今、この遺影の宇津木議員が笑っている顔を見ると、何となく懐かしくなってきました。

2月の2日だったでしょうか、議会事務局から宇津木議員が亡くなったという訃報を聞いて、何と、あれだけ元気でやっていた宇津木議員がどうしたのだというような気持ちで耳を疑った次第でございます。当選以来、暑くも寒くも自分の街宣車で街頭遊説をしたり、街頭演説をしたりしている宇津木議員の姿が今でも目に浮かんできます。

宇津木議員の話をさせてもらいますと、第1期で当選したときはまだ玉村町に議会だよりという広報誌がなかったのです。それで、宇津木議員が10月に当選して、12月に一般質問をして、また3月

に一般質問して、3月議会、ですから宇津木議員が当選して2回目の定例議会から玉村町の議会だよりの創刊号が出たわけでございます。もう今や104号が出て、この3月定例会ですと105号になる。その間に全国の広報の優秀賞をいただいたりだとかいろいろして、当時はやはり1期議員が中心になってその議会だよりを編集というようなことでもございました。宇津木議員はその編集にたけている議員でございました。ですから、1期議員をみんな引っ張って、広報誌を発行していました。それまでは議会の様子を町民が分からない。これではどうするのだというような格好で、宇津木議員が中心になって議会だよりを発行してきて、今でも続いているというふうなことでもございます。

その間、宇津木議員は平成10年の5月が広報委員です。議長になったのが平成21年10月に玉村町議会の議長に宇津木議員が就任しました。このとき、いろいろと玉村町も平穩の時代ではなくて、いろいろともめごとのある時代だったのですけれども、議長に就任して、玉村町議会をうまくまとめていったというようなことでもございます。宇津木治宣議員は共産党所属の議員でございました。そんな中で、県の町村議会の議長会に出ていくと、共産党で議長になるのは本当に珍しいというようなことを本人が私とか、いろいろ同僚議員に話をしてくれました。また、宇津木議員の場合には、地元の住民の意見を非常によく聞く議員でした。2月の葬儀が終わった後、宇津木議員が亡くなったのを今どき聞いて、「宇津木議員は本当に亡くなったんですか」なんて私のところへ電話がかかってきて、「宇津木議員は亡くなっちゃったんだよ」というような話をすると、「私はね、宇津木議員にいろいろとお世話になった。どうして宇津木議員が亡くなっちゃったんだ」というようなことを今でも何人からも聞かれています。そんな玉村町の中で慕われる議員でございました。

前回の選挙では、上陽地区からはもう宇津木議員1人になってしまって、今では宇津木議員が亡くなったら上陽地区からは議員が誰もいなくなってしまった。これは、宇津木議員もしばらく前から、「上陽で俺一人か。1期当選のときは6人もいたのに」というふうな感じで話していたこともあります。そんな中で議員の成り手がいない中どうするのだとか、いろいろと話をしています。宇津木議員が活躍したことは、ここにいる皆さんも、みんな一緒に議員をやってきて、また執行の方もみんな知っている仲ですから、宇津木議員をどうこう言うのはもう褒める言葉しかないというようなことでもございます。

一番のがっかりすることは、やはり今13人しかいない議員の中で、1人欠けると非常に大きな存在でございます。宇津木議員は、いろいろと町の議会に陳情したいというような人たちに、請願という中で請願紹介人になり、何回も請願書を提出しています。その中で、やはり国へ意見を上げるとか、我々にこれを採択しろというようなことでいろいろと説明をして採択した事案もあると思いますけれども、いろいろな請願の中で紹介議員になり、いろいろと地域のために骨を折ってくれた宇津木議員。

そうした中、しばらく前に県の自治功労をもらい、また3月1日の上毛新聞によると叙勲をもらったというようなことも上毛新聞に出ています。そんな中で、宇津木議員の地方行政に対する貢献は多大なものがあったというように感じております。玉村町の議会も宇津木議員を亡くして、本当にもっ

たいないというようなことでございます。

しかしながら、生あるものはいつかは没するというようなことがございますので、宇津木議員を快く天国へ送り出してやりたいと思います。宇津木議員も26年と4か月、本当に議員活動に邁進してまいりました。そんな中で、これからは天国のほうから玉村町、また玉村町議会を見守っていただきながら、安らかに休んでもらいたいと思います。宇津木議員、ご苦労さまでございました。

以上で追悼の言葉といたします。合掌。

◇議長（石内國雄君） これをもちまして、故宇津木治宣議員の追悼の儀を終わります。

ご遺族の皆様には、何かとお忙しい中お越しいただきまして、誠にありがとうございました。全員起立し、お見送りをお願いいたします。



◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。9時30分より再開いたします。

午前9時11分休憩

午前9時30分再開

◇議長（石内國雄君） 再開をいたします。



○議長挨拶

◇議長（石内國雄君） 着席願います。改めまして、おはようございます。

令和6年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本年1月1日の年始から、最大震度7を観測した石川県を中心とする能登半島地震では、建物倒壊や大規模火災など甚大な被害をもたらしました。また、その翌日には支援物資を届けようとした海上保安庁の航空機と民間機との前代未聞の衝突事故が発生しました。

いまだ多くの方々が避難所に身を寄せる中、断水や道路の寸断で復旧、復興の作業が制限される厳しい環境が続いているとのことですが、この地震と航空機事故により被災された方々に改めて心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表します。そしてまた、行方不明となっている方々の早期の救出をお祈りするとともに、被災地の一日も早い復興と被災者の方々の幸せな未来を心より願います。

さて、令和6年玉村町議会第1回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、年度末を控え、公私ともにご多忙の中ご参集いただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

今定例会は、令和6年度の玉村町の諸施策を展開する上での根拠となる条例や予算等の議案を審議していただく大変重要な議会であります。開会後には、さきの町長選挙で再選を果たし、2期目を迎えられた町長から、令和6年度の玉村町の町政運営の基本的な考えとなる施政方針が表明され、併せてその施政方針を実現するために必要となる諸施策や予算等に関する重要な議案についても詳細な説

明がなされるものと思います。議員各位におかれましては、住民の負託に応えるため、各議案に対しあらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な議決が得られますようお願いいたします。

また、今定例会には、10名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、充実した議会となりますよう活発な議論を期待するところであります。議員並びに町長をはじめ執行各位におかれましては、会期長き定例会となりますので、体調管理、感染症対策にも十分留意され、臨まれますようお願い申し上げます。



○開会・開議

午前9時34分開会・開議

◇議長（石内國雄君） 開会いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年玉村町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（石内國雄君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査報告が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。12月から2月に実施されました監査・検査の結果につきましては、お手元に配付したとおりであります。

また、議員派遣終了報告書が議長に提出されております。研修内容は、お手元に配付したとおりであります。



○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（石内國雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第127条の規定により、10番浅見武志議員、12番新井賢次議員の両名を指名いたします。



○日程第3 会期の決定

◇議長（石内國雄君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る2月26日、議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

浅見武志議会運営委員長。

〔議会運営委員長 浅見武志君登壇〕

◇議会運営委員長（浅見武志君） おはようございます。令和6年玉村町議会第1回定例会が開催されるに当たり、去る2月26日午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から3月19日までの16日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、22議案を予定しております。

概要につきましては、まず日程第1日目の本日は、各常任委員長より閉会中における所管事務調査の報告があります。

その後、町長から令和6年度の施政方針が示されます。

次に、議案第4号について提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。

次に、議案第5号から議案第11号までの7議案についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

続いて、議案第12号から議案第17号までの令和5年度補正予算関係6議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第18号から議案第24号までの令和6年度予算関係7議案について一括提案説明があり、総括質疑の後、予算特別委員会を設置し、付託を行います。

次に、議案第25号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行い、散会となります。なお、本会議散会后、予算特別委員会が開催され、正副委員長の選出を行います。

日程2日目は、事務整理のため休会といたします。

日程3日目は、総務経済常任委員会が開催されます。

日程4日目は、民生文教常任委員会が開催されます。

日程5日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程6日目、7日目は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

日程8日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程9日目は、予算特別委員会が開催され、総務経済常任委員会所管の歳入歳出質疑が行われます。

日程10日目は、中学校の卒業式のため休会とします。

日程11日目は、予算特別委員会が開催され、民生文教常任委員会所管の歳入歳出質疑を行い、予算特別委員会としての討論、表決を行います。

日程12日目は、事務整理のため休会といたします。

日程13日目、14日目は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

日程15日目は、事務整理のため休会といたします。

日程16日目は、最終日となり、午前11時から議会運営委員会が開催され、午後1時30分から全員協議会が開催されます。

その後、本議会を午後2時30分に開議し、委員会に付託された議案第4号について委員長から審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、予算特別委員会に付託された議案第18号から議案第24号までの7議案について、委員長の審査報告の後、質疑、討論、表決を行います。

続いて、各委員長より開会中における所管事務調査報告及び閉会中における所管事務調査の申出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。報告いたします。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和6年玉村町議会第1回定例会の会期は、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から3月19日までの16日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月19日までの16日間とすることに決定いたしました。



○日程第4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（石内國雄君） 日程第4、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

小林一幸総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 小林一幸君登壇〕

◇総務経済常任委員長（小林一幸君） おはようございます。ただいまより総務経済常任委員会所管事務調査の報告をいたします。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和6年2月2日金曜日、午前9時から午前10時16分。

場所、全員協議会室及び玉村町消費生活センター。

本委員会は2月2日、委員全員参加の下、所管する経済産業課への当面の課題について調査をいたしましたので、報告いたします。

調査項目、消費生活センターの現状と今後について。

調査経過です。消費生活センターの現状と今後について調査をし、消費生活センターの現地視察を

させていただきました。経済産業課からの説明です。消費生活センターは、消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって町民の消費生活の安定及び向上に寄与するため、平成22年4月1日に玉村町勤労者センター内に開設し、町民からの相談受付や出前講座、広報誌の記事掲載などを行い、消費者への啓発活動を行っています。

開設時間は、土、日、祝日、年末年始を除いた毎週月曜日から金曜日、午前9時から5時まで開設しております。

相談を受ける消費生活相談員は現在2名雇用していきまして、この2名については消費生活専門相談員、消費生活コンサルタントの資格を有しており、近年の多様化する相談内容に対応するため、国民生活センターや群馬県が主催する研修等に積極的に参加し、相談技術及び知識のレベルアップに取り組んでおられます。

実績といたしまして、令和4年の相談件数は281件ありましたが、相談件数は平成30年の430件をピークとして年々減少している傾向にあります。これは、6年前に急増した架空請求の相談が4年ほど前から落ち着き、以前の状態に戻ったこと、近年のコロナ禍及び物価高騰により、消費者が嗜好品等に係る消費活動を控える傾向が影響しているものと推測されます。過去10年の相談件数の推移につきましては、表を御覧ください。

相談者の年齢層では、70歳以上の年代が一番多く、全体の32%、続いて60代を含めると全体の51%を占める割合となっております。相談内容の特徴としては、インターネット環境を介した通信販売の相談が最も多く、不審なメール受信からのクレジットカードの不正利用、公式通販サイトを装った詐欺サイトによる商品未着、代金未返金、定期購入などの相談があったということです。

出前講座につきましては、斎田公民館及び文化センターで2回開催し、参加人数は37名ということです。令和5年12月末までの相談件数は222件あり、相談内容としては令和4年度と同様に通信販売に関する相談、さらに家屋等の点検商法に関する相談が多く見受けられるということです。

消費生活センターの課題と今後の対応についてでございますが、ネット環境を介した通信販売等に関する詐欺被害の相談が目立っており、若年層から70代と幅広い年齢層から相談が寄せられています。ネット環境が浸透した現代社会ならではの特徴であり、消費者はネット上の広告や表示を信用して購入や契約の判断をしているため、その内容が真実かどうかをいかに見抜くかが問われている状況であると思われます。また、点検商法にも関わる訪問販売、電話勧誘販売については、昼間在宅している高齢者が業者に狙われる傾向があり、訪問販売、電話勧誘販売は不意打ち性が高いため、高齢者を中心とした消費者が冷静に判断しにくいという問題があります。

そこで、今後の対応といたしましては、これらの課題を対応するために、消費者に対してネット環境における消費活動及び訪問販売、電話勧誘販売に関する知識の普及、啓発が必要であると考えられることから、健康福祉課及び教育委員会等と連携を図りながら、出前講座による啓発、メルたまによる注意喚起、広報誌に毎月掲載している消費生活の豆知識による知識の普及、相談者及び出前講座参

加者等への「くらしの豆知識」の配布等により、消費者へのトラブル防止の啓発を積極的に行いたいということでございます。

考察でございます。特殊詐欺の被害が後を絶たない昨今、町の消費生活センターは町民の暮らしを守っていく上で大切な機関であります。消費生活センターの業務内容、相談員の活動内容、設置場所等を知らない町民がまだまだ多く、もっと町民に対して普及啓発をしていくことが必要であり、相談員による出前講座の回数を増やしたり、広報誌のみならず、メルたまをはじめSNS等を活用した様々な周知方法を考えていくべきであります。

また、委員からは、消費生活センターにおける相談員が自ら発案した寸劇等を交えた出前講座を行うなど、町民のために一生懸命活動をしていることが改めて分かりましたが、消費生活センターの相談スペースが狭く、その周辺が乱雑しており、相談しやすい環境とは言い難いため、もっと相談しやすい環境整備を図る必要があるとの意見がありました。そのため、町民の活用がさらに広がるよう、様々な方法で消費生活センターの周知徹底を行うとともに、万一特殊詐欺等の被害に巻き込まれたときに、誰もが行きやすく、相談しやすい環境整備をより一層行っていくことを強く要望します。

以上、総務経済常任委員会所管事務調査といたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で、総務経済常任委員長の報告を終了いたします。

次に、民生文教常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

羽鳥光博民生文教常任委員長。

[民生文教常任委員長 羽鳥光博君登壇]

◇民生文教常任委員長（羽鳥光博君） それでは、民生文教常任委員会所管事務調査報告をさせていただきます。

会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時、場所につきましては、お手元に配付した資料のとおりでございます。

出席委員は、全員参加でありました。

調査項目は、学校給食の現状と今後についてであります。

調査経過、学校給食の目的は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資する。学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図るであります。設置者の役割につきまして、記載のとおりでございます。省かせていただきます。

玉村町学校給食センターの概要につきまして、まず組織につきましては、1番の学校教育課長兼学校給食センター所長以下、委託事務の東洋食品を含めて総勢30名であります。

2番、学校給食運営委員会の構成につきましては、記載のとおりでございます。

3番、玉村町学校給食センターにつきましては、学校給食は昭和24年に単独方式で開始されました。昭和51年に現在の共同調理方式に移行いたしました。その後、現学校給食センターが建設され、平成9年4月から供給を開始いたしました。現在の学校給食センターは、従来のウェットシステムか

ら近代的なドライシステムに設備を整え、小学校5校、中学校2校、幼稚園1園、福祉施設3か所に給食を提供しております。

また、調理と配送業務は、平成24年4月から株式会社東洋食品へ業務委託をしております。玉村町の学校給食は、学校給食法に基づき主食、副食、牛乳を組み合わせた完全給食を週5回供給しております。主食は、週に米飯3回、パンや麺が2回の割合で供給しております。主食と牛乳は業者から学校へ直接配送し、副食は給食センターから配送しております。

次に、群馬県教育委員会指定、食育推進に関する実践協力調理場の取組につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

5番目の給食数についてでございます。表の中にございますように、玉村小学校から南中学校まで2,820食を提供しておるところであります。6番の給食数の推移を見ますと、平成10年には5,032食供給をしておったところ、令和6年には給食数は2,806食ということで、差し引きいたしますと2,226食減るといふうなことで、令和6年度の見込みとなっております。

7番の学校給食費についてでございます。表がございますけれども、学校給食費については大きな問題になるところでございますけれども、令和6年度の予定につきまして、小学校が3万9,000円、小学校の教員が5万600円、中学校が4万4,900円、中学校の教員につきましては5万8,000円、幼稚園は4万1,400円、幼稚園の教員につきましては4万8,500円となる見込みでございます。

下の丸について、主要な点だけ説明いたします。3つ目の丸につきまして、令和4年の12月から令和5年3月まで、町立小中学校児童、生徒の給食費無償化を実施いたしました。

5つ目の丸につきまして、令和5年4月より、町立小中学校第2子以降児童、生徒の学校給食費無償化を実施しております。

6つ目の丸で、令和5年4月より令和6年3月まで、町立小中学校第1子児童、生徒の学校給食費無償化を実施いたしました。

8つ目の最後の丸でございますけれども、令和6年4月より町立小中学校第1子児童、生徒の学校給食費無償化を実施予定となっております。令和6年度の予定につきましては主食の値上げ、給食材料費の高騰の今後の状況を踏まえ、児童、生徒、教職員等の給食費改正を行う予定。ただし、児童、生徒については改正を行うが、引き続き無償化を予定しているとのことでございます。

(2)番の令和6年度の予定でございますが、ここに書いてございますように、児童、生徒の保護者負担分は無償化という説明を受けております。

8番の学校給食費の滞納者についてでございます。滞納の状況につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

課題につきましては、老朽化に伴う施設設備の改善が大きな課題となっております。それから、食材費の物価高騰への対応も大きな課題で、取り組まなくてはいけないというふうなことで聞いており

ます。それから、滞納者への対応については、過年度分の学校給食費滞納者については電話連絡や訪問により繰り返し請求を行って、少しずつ回収を行っているところであるが、当該者が町外、県外に転出後、コンタクトが取れず、状況把握ができないケースが多数ある状況であると聞いております。

今後の運営については記載のとおりでございますけれども、最初の丸のところでは、引き続き地域生産者との連携を行って、献立の工夫に努めたい。

それから、3つ目の丸で、計画的に施設設備の改善を行って、安全で調理しやすい環境を整える。また、6年度の主な事業計画といたしまして、施設内の照明器具をLED化更新、中学校分食器トレイを入替え予定。

4つ目の丸では、過年度分の学校給食費滞納者への対応について継続して回収に努めていきたいというふうなことでございます。

最後の考察に参ります。冒頭の部分は省略させていただきまして、委員から令和6年度の給食費無償化について、その実現の見通し、それから給食費の滞納者対策の現状などの質疑がなされました。特に給食費の無償化による学校給食法との整合性、それから財源の確保についてしっかりとした検討を行うよう要望がありました。また、学校給食センターで試食した学校給食はおいしく、御飯、おかずとも量が適当である旨の感想が寄せられましたが、アレルギーのある児童、生徒へのきめ細かい対応の必要性はもとより、地産地消の推進、物価高騰に伴う安定的な食材の確保などについての意見もありました。さらに、学校給食センターの建物の状況として、2階西側ベランダの床の防水シートが剥がれており、景観上及び衛生面の観点からも全面張り替えを行うべきとの意見が出ました。

玉村町の学校給食数はおよそ2,800食であり、学校教育課長兼務による所長以下業務委託職員を含め総勢30名（所長1名、係長1名、一般事務1名、県費栄養士3名、業務委託に係る調理員、配送、ボイラー技士、計24名）で学校給食センターの運営を行っております。人の口に入る食べ物は、安心、安全かつ安定的な提供が最も大切であるため、今後もより一層子供たちへの配慮に努めるとともに、学校給食センターの施設設備の環境整備も含め、持続可能な運営が行われるよう要望いたします。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で民生文教常任委員長の報告を終了いたします。

これもちまして、閉会中における委員会の所管事務調査報告を終了いたします。



○日程第5 町長施政方針

◇議長（石内國雄君） 日程第5、町長施政方針について。

これより施政方針について町長の報告を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。それでは、令和6年度の施政方針を申し述べる前に、一言ご挨拶申し上げます。

初めに、宇津木治宣議員のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

さて、先日厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が発表した地域別の推計人口によりますと、2050年時点での15歳から64歳の生産年齢人口は、2020年を100とした場合に比べて、群馬県内の35市町村のうち13市町村で半数未満に減少し、全国でも4割に当たる市町村が半減することが公表されました。玉村町は54.7%と推計され、施策の一定の効果もあり、半減には至りませんが、少子高齢化、人口減少社会の進展が実感される結果となっております。

また、厚生労働省が2月27日に発表した人口動態統計の速報値では、2023年出生数は全国で前年比5.1%減の75万8,631人、県内でも前年比6.6%減の1万771人で過去最少を更新したことが分かり、少子化が一段と加速している現状が改めて浮き彫りとなりました。

町は、これまでも定住促進や子育て施策など、様々な人口減少対策を実施してまいりましたが、結婚や出産を望む人を支援する仕組みは急務であり、若年層が子育ての魅力を感じられる社会を目指して、今後もあらゆる施策に対して手を緩めることなく取り組んでまいりたいと考えております。また、一極集中型社会ではなく、地方分散型社会への転換を目指し、地域共生社会を築くことが、未来に希望をつなぐまちづくりにつながると考えております。

それでは、令和6年度施政方針を申し上げます。

令和6年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、令和6年度の町政運営に対する方針及び予算の概要につきまして所信を申し述べ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

初めに、さきの町長選挙におきまして、引き続き2期目の町政を担わせていただくことになりました。皆様から寄せられた信頼と期待に応えるべく、改めて、その責任の重さを実感し、身の引き締まる思いであります。

1期目の町政運営に当たっては、議員各位をはじめ、町民の皆様のご指導、ご理解をいただきながら、「未来に希望をつなぐまちづくり」を軸として、町政運営に取り組んでまいりました。

就任直後に発生した新型コロナウイルス感染症につきましては、過去に経験したことのない未曾有の事態であり、いかに町民の生活と地域経済を支え、必要な行政サービスを継続するか、日々、難しい判断が求められる状況でありましたが、医療や福祉従事者をはじめ、全ての町民・事業者の献身的な取組とご協力により、その苦難を乗り越え、日常を取り戻すことができました。心から感謝いたします。

このような、コロナ禍の状況においても、玉村町の将来を見据え、子育て支援や地域福祉の充実、地域防災力の強化や工業団地への企業誘致等、様々な施策を着実に実施してまいりました。2期目の町政運営につきましては、1期目にまいた種を芽吹かせ、大きく成長させる段階であると考えており

ます。

現在、人口減少やエネルギー・食料価格の高騰など、地方自治体を取り巻く環境は依然として厳しい状況ではありますが、目の前の課題に丁寧に向き合いつつ、長期的な将来への展望を持ち、玉村町のさらなる発展に向けて全身全霊で取り組んでまいります。

皆様には、引き続きご指導を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

さて、令和6年元日に発生しました、能登を震源とする「令和6年能登半島地震」につきまして、犠牲となられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被災された全ての方々に心よりお見舞い申し上げます。当町からも現地に職員を派遣し、給水作業や住宅の被害認定調査等を支援してまいりました。現地では、いまだに水道等のライフラインが復旧できていない地域が存在し、住民の方々は不安の中で不自由な生活を余儀なくされていることと思います。被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

今後、日本列島においては、首都直下型地震や南海トラフ地震等の大規模な地震が、近い将来のどこかで発生すると言われております。そうした場合に、一番重要になってくるのがダメージコントロールであります。地震自体は防ぎようのないことではありますが、いざ起きたときに、そのダメージをいかに最小限にとどめるか、常日頃からこのことを念頭に置き、地域を巻き込んだ防災・減災施策を推進してまいります。

さて、令和6年度の玉村町の予算編成におきましては、物価高騰等の影響により、大幅な歳出予算の増加が予想される状況でありましたが、このような状況下においても、町民への行政サービスのさらなる向上を目指して、新たな取組に果敢にチャレンジし、職員一人一人が行政経営の視点を持って財政健全化に取り組むことにより、将来にわたって持続可能な行財政運営を確保するよう、指示したところであります。

また、予算編成において特に力を入れるよう指示した項目は、「こども政策の推進」、「町民の暮らしやすさの向上」、「県央の「地の利」を活かしたまちづくり」、「危機管理能力の向上」、「自治体DXの推進」の5つであり、これらを強力に推進することにより、第6次玉村町総合計画における町の目指す将来像「暮らすなら、ここがいい。」を実現してまいります。

これらの編成方針により、令和6年度一般会計予算の総額は、過去最大規模の124億2,000万円となり、対前年度比7.4%増の予算となりました。

本予算では、行政の根本に関わる課題である人口減少に対応するため、町の将来を担う子供たちに対して、子供視点、子育て当事者視点の施策を引き続き展開するとともに、全ての町民の安心・安全の確保と、生活の質の向上を図り、子供から高齢者まで、誰もが暮らしやすい町の実現を目指します。

これらを実現するため、令和6年度予算は、「理想を現実に、暮らしやすさが実感できる予算」とし、あらゆる分野に施策を展開してまいります。

それでは、令和6年度町政運営の具体的な内容に入らせていただきます。

まずは、町の最重要課題である人口減少・少子化問題についてでございますが、玉村町においては、文化センター周辺住宅団地の整備や様々な子育て施策の充実等により、第6次玉村町総合計画において推計した人口減少よりも、緩やかな減少幅となっております。これは、これまでに実施してきた施策の成果であると考えますが、今後も気を緩めることなく、引き続きあらゆる施策を展開し、取り組んでまいります。

具体的には、令和5年度に国の交付金を活用して実施した、町立小中学校における児童生徒の給食費無償化につきまして、令和6年度からは、国の交付金に関わらず、町の独自施策として実施することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子供を育てられる環境を整備してまいります。

また、子供の包括的な相談支援を行うため、新たに「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦、子育て世帯を対象に、切れ目のない包括的な相談支援等を実施してまいります。

さらに、子供たちの体育活動の施設であり、災害時における指定避難所でもある体育館につきまして、夏場の熱中症予防及び避難施設としての環境改善の観点から、順次空調設備を導入してまいります。令和6年度は、中学校の体育館における空調設備工事を実施し、児童生徒の健康や教育活動の充実、指定避難所としての機能向上を図るとともに、小学校につきましても、令和7年度の空調設備導入に向けて設計業務を実施してまいります。また、芝根小学校では、老朽化したトイレ改修工事を令和6年度、令和7年度の2か年で実施し、学校施設の質的向上を図るとともに、計画的な施設の長寿命化を推進してまいります。

次に、交通弱者を含めた全ての住民が移動に困らない環境をつくるため、公共交通の再編に着手いたします。具体的には、新たにデマンド交通を導入し、より利用者のニーズに柔軟に対応できる町内の移動手段を提供するとともに、町外への高校生の通学支援につきましても、別途実証運行を行い、ニーズの把握や効果等の検証をしてまいります。「路線バス」につきましては、廃止となった敬老バスカードに代わる制度として、町が新たに敬老割引乗車券を販売し、高齢者の路線バス利用促進を図ります。なお、デマンド交通の導入後の状況を見極めた上で、現行の「乗合タクシーたまりん」や「高齢者のタクシー利用料補助」等の公共交通の総合的な再編を進めてまいります。

また、環境負荷の少ない持続可能な社会の実現に向け、令和5年度は町内小中学校の照明をLED化しましたが、新年度は、さらに多くの公共施設のLED化を実施いたします。具体的には町立保育所、児童館、玉村幼稚園、通級教室、学校給食センター、文化センター小ホール、総合運動公園、東部工業団地内運動公園における照明をLED化し、電力使用量及び二酸化炭素排出量の削減をさらに加速してまいります。

次に、冒頭でも申し上げました防災・減災への取組でございます。能登半島地震につきましては、いまだに多くの方が避難所で生活をしている状況です。報道による情報や被災地に派遣した町職員の報告等を踏まえ、防災用トイレや毛布、さらには女性や乳幼児に配慮した用品等の備蓄を増やし、災害発生時の避難所における生命維持や生活に必要な物品の確保を図るとともに、小中学校の体育館に

空調設備を導入することにより、避難所の環境改善を進めてまいります。また、地域防災を担う消防団につきましては、これまでも消防団再編計画に基づき、上陽分団、南分団を設置するほか、機能別分団として、役場消防分団、学生分団を発足してまいりました。令和6年度は、第2分団及び第8分団統合後の玉村分団詰所建設の実施設計に着手し、地域防災力の強化と災害時における万全な体制づくりを進めてまいります。

また、ライフラインとして、安定的な水の供給は必要不可欠なものでございます。老朽化した浄水場更新につきましては、現在、実施手法の1つとしてPPP/PFIの導入可能性調査を進めており、今年度中に調査結果が出る予定です。その結果を受け、実施手法を決定し、計画的に事業を進めてまいります。また、将来にわたってサービスを持続するためには、水道事業会計の経営的な安定も大変重要であり、それには適正な料金体系の確保が必要となります。今後、水道料金の改定については、議員各位並びに町民の皆様へ、丁寧にご説明してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、エネルギーや原材料等の高騰により、疲弊している農業、商業、工業を支え、地場産業を活性化するため、新規就農者に対する経営開始資金や機械設備の導入等に対する助成、町独自の麦種子購入費用に対する助成等をはじめ、創業者に対する融資の保証料や利子の補助等、事業の新規立ち上げや継続に対して支援してまいります。また、新たな活用が期待されている五料・飯倉地区を中心とする農地について、農地利用の活性化施策を検討するほか、南側に駐車場が拡張された「道の駅玉村宿」につきましては、防犯カメラの増設や、既存の東側駐車場の照明灯整備等を実施するとともに、農畜産物をはじめとする地元特産品などの販売促進及び地域産業の活性化を図ってまいります。さらに、県企業局が事業を進めている高崎玉村スマートIC北地区工業団地の企業進出に合わせ、周辺道路の整備や区域内公園の基本設計を行うほか、町内の主要幹線道路の整備も進めてまいります。

次に、誰もが生きやすく、尊重し合える地域共生社会の実現に向け、犯罪被害者やその家族の経済的負担の軽減と日常生活の早期再建を支援する助成金を新設するほか、外国人人口の増加に伴う、多文化共生社会の実現に向けた取組の推進や、外国人児童生徒に対する日本語指導の充実等を図ってまいります。

また、国指定重要文化財である玉村八幡宮本殿につきましては、火災等から貴重な文化財を守るため、防災設備の更新工事に対して助成を行うほか、町の重要文化財である「嚮義堂」につきましては、町の教育のシンボルとして後世に継承するため、老朽化した建物の修繕工事を実施いたします。国登録有形文化財である「重田家住宅」につきましても、築140年記念事業が大変好評であったため、引き続き「重田家住宅活用事業」として各種イベント等を開催するほか、重要無形民俗文化財に指定されているお祭り等への助成金を拡充し、町の郷土芸能の保存・育成や地域文化の継承に向けた取組を進めてまいります。

さらに、DXの推進として、窓口におけるキャッシュレス決済やオンラインによる申請、町ホーム

ページとリンクした公式LINEアカウントやメルたまの活用等、行政におけるデジタル化を推進し、業務の効率化と住民の利便性、行政サービスの向上を図ってまいります。

以上が、新年度予算における新たな取組等でございます。

ここから、「第6次総合計画」の「6つの重点目標」に沿って、主要事業をご説明いたします。重複する事業もございますが、ご了承ください。

まず、重点目標①として、『「わざわい」から生命と財産をまもる』について、ご説明申し上げます。

初めに、防災・減災対策及び消防体制の充実につきましても、備蓄用資機材の充実、指定避難所である小中学校体育館の空調設備導入により、災害時における避難所の環境改善を進めるほか、消防団再編計画に基づく分団再編を着実に実施し、地域防災力の強化と災害時における万全な体制づくりを図ってまいります。

また、木造住宅等の耐震診断や耐震改修に対する助成のほか、空き家の除却や危険ブロック塀の撤去に対する助成を引き続き行い、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

さらに、令和5年度から、防災が専門分野である群馬大学教授と防災に関するアドバイザー契約を締結しておりますので、これらを最大限活用し、防災知識のさらなる普及啓発や自主防災組織の育成、地区における防災訓練の支援等、災害対応力の強化を図ってまいります。

次に、防犯体制の充実では、防犯カメラやLED防犯灯の適切な維持管理により、地域における犯罪抑止を図るほか、小中学校において、不審者侵入や学校施設の器物破損等を未然に防止するため、校内の防犯カメラを増設し、学校生活における児童生徒の安心・安全を確保してまいります。

次に、交通安全対策につきましても、特に通学路等における区画線、路面標示等の整備を進めるとともに、各種交通安全施設の適切な維持・整備に努めるほか、児童生徒への交通安全教室の開催や高齢者に対する交通安全啓発等を引き続き実施し、交通事故の防止に努めてまいります。

続きまして、重点目標②として、『子どもを育て未来をつくる』について、ご説明申し上げます。まず、子育て支援環境の整備充実です。

人口減少・少子化対策の一環として、小中学校における児童生徒の給食費完全無償化を実施するとともに、引き続き保育所・幼稚園等の第2子以降の保育料及び副食費の無償化を行い、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子供を育てられる環境を整備してまいります。

また、「こども家庭センター」につきましても、単なる機能集約だけではなく、専門的な知識・経験を有する心理職を新たに任用し、発達相談業務も含む相談・支援体制の充実を図ります。

そのほか、産婦検診の拡充や各種検診・相談事業、出産・子育て応援交付金や18歳までの子供の医療費無料化など、出産から子育てまで、安心して子育てができる環境整備を進めてまいります。

また、子供の貧困対策では、子供の成長を社会全体で支えるため、引き続き「子ども食堂」や「学習支援」に取り組む民間活動を積極的に支援してまいります。

次に、教育環境の整備充実です。ICT教育の推進では、児童生徒1人1台のタブレット端末や高速大容量のインターネット環境が整備され、授業等の様々な活動において、ICT機器が活用されておりますが、新年度では、小中学校の校務用コンピューターと小学1・2年生の端末の更新を行い、新学習指導要領の実施を見据えたICT環境の整備を進めます。

また、学校施設の整備充実では、老朽化した芝根小学校トイレの改修工事をはじめ、中学校における体育館の空調設備工事、小学校の体育館空調設備の設計業務、小中学校の防犯カメラの増設等、児童生徒の安心・安全の確保と、学校教育施設のさらなる環境向上に取り組んでまいります。

教員の多忙化対策につきましては、引き続き、教員の事務作業を補助するスクール・サポート・スタッフ、人材育成をサポートするキャリア・サポート・スタッフ及び部活動指導員を配置するとともに、休日の部活動の段階的な地域移行を促進するため、地域部活動推進事業の対象となる部活動を拡充し、教員の多忙化解消につなげていきたいと考えております。

また、コロナ禍で中断していた中学生海外交流事業につきましては、滞在地であるエレンズバークとの調整等を行ってまいりましたが、今後は、現地に行く生徒の人数を増やした上で2年に1回の開催とし、日本にいる生徒も現地とオンラインで交流するなど、交流内容を一部見直した上で実施し、豊かな国際感覚と幅広い視野の育成に取り組んでまいります。

さらに、発達や不登校への対応につきましては、一人一人に合った、きめ細やかな支援を行うため、学校や家庭、通級教室、ふれあい教室に加え、新たに設置される「こども家庭センター」とも連携し、それぞれの発達段階に応じた指導及び支援の充実を図ってまいります。

続きまして、重点目標③として、『元気に年を重ねられる町をつくる』について、ご説明申し上げます。

まずは、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉の充実です。地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、引き続き「重層的支援体制整備事業」に取り組んでまいります。

具体的には、地域における高齢者支援の総合相談窓口である「地域包括支援センター」や専門資格職員による障がい者相談を行う「基幹相談支援センター」をはじめ、「子育て世代包括支援センター」や「ふれあいの居場所」、「ひきこもり」等の参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援など、介護、障がい、子供、生活困窮といった分野ごとではなく、一体的・包括的な取組を進めてまいります。

また、高齢者福祉の充実では、身近な地域で自身の介護予防に取り組む「筋力向上トレーニング」、「あおぞら体操」によるフレイル予防の推進や、認知症サポーターの養成、民生委員の見守り活動等、地域社会との「つながり」をしっかりと保ちながら高齢者が安心して暮らせるようサポートするほか、デマンド交通導入を含む公共交通の再編により、高齢者の交通手段の確保に取り組んでまいります。

障がい福祉の充実では、特に、特別な支援を要する子供たちが増加していることから、医療的ケア

の充実を図るとともに、のびやか発達相談や保育所、幼稚園等への巡回相談などにより、適切に医療や障がい福祉サービスへとつなげてまいります。

また、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業などにつきましても、利用者の増加が顕著であるため、それに対応すべく予算を増額し、障がい児やその家族が、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようサポートを充実し、自立して社会参加できる共生社会の実現を進めてまいります。

次に、社会保障の充実では、国民健康保険及び後期高齢者医療特別会計の特定健診やしなやか健診をはじめ、受診結果に基づいた保健指導等の取組により、疾病の早期発見、重症化予防に努めるとともに、それぞれの特別会計において、安定した制度運営を図ってまいります。また、福祉医療費における子供の医療費無料化につきましても、昨年10月から対象が高校生世代まで拡大されており、引き続き安心して適正な医療が受けられる体制を確保してまいります。

また、介護保険特別会計では、「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいた施策が始まります。当該計画の下、適切な事業の推進に努め、自立支援・重度化防止に取り組むほか、認知症施策の推進、地域包括ケアシステムの深化を図るとともに、理念に掲げた「高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して暮らせるまち」を目指して、介護保険制度の円滑な運営に努めてまいります。

次に、保健予防・健康づくりでは、各種検診の受診率向上に取り組むとともに、より多くの町民が主体的に生活習慣病の予防や改善、健康増進に取り組み、健康寿命の延伸につなげていけるよう、バランスの取れた食生活の実践や定期的な各種検診の受診、フレイル予防などの普及啓発活動に取り組んでまいります。なお、予防接種事業につきましては、带状疱疹ワクチン接種対象を50歳以上に拡大し、さらなる疾病予防に努めるほか、がん患者等に対するウィッグ等の購入補助も予算を増額し、患者及びその家族の負担軽減と日常生活の質的向上に取り組んでまいります。

地域医療の充実では、伊勢崎佐波医師会と連携して、町民誰もが安心・安全な診療が受けられる体制を確保するとともに、引き続き休日及び夜間における小児医療を含む救急医療体制や、休日における歯科診療体制の確保、看護師養成所の支援等を実施してまいります。

次に、生涯学習の推進ですが、地域における生涯学習活動の啓発及び推進を図るため、さわやか教室をはじめとする各種講座を開催し、時代の要請に応じた学習機会を提供するとともに、「ばらまつり」や「文化センターまつり」を開催するほか、住民参加型事業として、文化振興財団と連携した講座の開催も予定しており、さらなる生涯学習活動への参加促進を図ってまいります。

次に、スポーツの振興です。町民誰もが、それぞれのライフステージに応じて、いつでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができるよう、スポーツ施設の環境整備を行うとともに、多様なメニューで各種スポーツ教室を開催いたします。

また、令和5年度にリニューアルし、多くの方々にご参加いただいた「スポーツフェスティバル」につきましては、新年度も同様な形態で開催し、町民総スポーツを推進するとともに、体力の向上や健康の保持増進を図ってまいります。

次に、人権の尊重・男女共同参画の推進です。人権分野では、町民一人ひとりが、人権に対する正しい知識と認識を深めるため、平和記念映画会を開催するほか、新たに、犯罪被害者等に対する助成を行い、犯罪被害者やその家族の経済的負担の軽減と日常生活の早期再建を支援してまいります。

さらに、男女共同参画では、女性のキャリアと子育ての両立をはじめ、LGBTへの差別の排除や、様々な課題解決に向けて、講演会の開催や普及啓発活動に取り組んでまいります。

続きまして、重点目標④『生活しやすい環境をつくる』について、ご説明申し上げます。

まず、生活環境の充実では、空き家対策として、空き家の除却費用の補助に加え、空き家のリフォーム工事等に対する補助金を創設し、空き家の有効活用と住宅地の景観向上、及び居住環境の改善を図るほか、飼い主の望まない犬・猫の出生を減らし、捨て犬、野犬・野猫の発生を防止するため、引き続き犬・猫の避妊手術に対する助成を行ってまいります。

次に、環境保全・環境共生の推進では、環境基本計画に基づき、社会情勢や環境課題の変化に適切に対応し、環境負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、新年度では町立保育所や児童館、文化センター小ホールなど、各種公共施設の照明LED化を推進し、電力使用量及び二酸化炭素排出量の削減に取り組むほか、家庭における再生可能エネルギーの導入を推進するため、太陽光発電及び蓄電池システム設備の設置費の一部助成を引き続き行うなど、脱炭素化社会に向けたSDGsの取組を推進してまいります。

次に、廃棄物処理体制の充実では、循環型社会を推進するSDGsの観点から、生ごみ処理機の購入助成や古紙類の集団回収及び拠点回収をはじめ、古着や雑古紙などのステーション回収等による資源化を促進するとともに、クリーンセンターの計画的な年次点検整備補修工事を行ってまいります。

次に、河川の保全・公園緑地の充実では、玉村町の豊富な自然環境を活用した水辺の森公園の環境整備や、町内の公園施設等について、誰もが安心して安全に利用できるよう適切に維持管理を行うほか、地域における小規模な公園については、効果的な利活用を図るため、地域住民との協働管理を推進してまいります。また、高崎玉村スマートIC北地区工業団地につきましては、開発区域の中に公園用地が確保されておりますので、区域内公園の整備に向けた基本設計に着手してまいります。

次に、道路網の整備充実では、安心安全な道路ネットワークを確保するため、道路舗装修繕計画に基づいた道路整備や、地区の要望による道路補修、道路改良工事を実施するほか、老朽化する橋梁についても計画的に補修を行い、安心安全な道路ネットワークを確保いたします。

また、東部工業団地へのアクセス道路となる町道103号線や、上陽小学校南門から北部公園までの町道3041号線についても、引き続き事業の進捗を図ってまいります。

次に、公共交通の整備です。現行の「乗合タクシーたまりん」や「高齢者へのタクシー料金の一部補助」に加え、デマンド交通の導入や町外に通う高校生の通学支援の実証運行のほか、高齢者の路線バス利用促進を図るため、敬老割引乗車券の販売を行い、公共交通の総合的な再編を進めてまいります。

次に、上水道の整備充実では、「安心・安全な水」を将来にわたって町内全域に届けていくことができるよう老朽管の更新を進めるとともに、安定的な事業継続を図るため、適正な料金体系を確保してまいります。

また、下水道の整備充実では、事業計画に基づいた汚水管渠築造工事を推進するとともに、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するためのストックマネジメント計画を策定し、令和8年度までの概成に向けて、積極的な整備を進めてまいります。

続きまして、重点目標⑤『たまむらの良さを次世代につなぐ』について、ご説明申し上げます。

まず、観光・移住促進による地域振興及び文化財保護・地域資源の活用についてですが、コロナ禍における人流の規制等がなくなり、町の風物詩である花火大会やふるさとまつり等も盛大に開催され、人々が集い、交流する場が戻ってきたことを大変うれしく思っております。これらのイベントに加え、各地域の伝統的なお祭りや、歴史的資産等、今ある資源を最大限に活用し、地域の活性化と町の知名度向上を図ってまいります。

具体的には、玉村町における教育の原点である嚮義堂の建物補修のほか、玉村八幡宮本殿の防災設備更新、重田家住宅の活用を推進するほか、町内の重要無形民俗文化財に対する助成を拡充し、歴史的資産の保存・活用を図るとともに、「玉村町魅力発信機構」による情報発信、地域おこし協力隊による移住定住の促進、重田家住宅の活用などを通じて、町の魅力を町内外に発信し、交流人口の増加と、にぎわいと活力あるまちづくりを推進いたします。

次に、芸術・文化活動の推進では、文化センターにおける玉村町文化振興財団による良質な芸術・文化の提供や、多彩な芸術・文化事業の展開により、町民に対する意識の高揚と地域文化の振興を図ってまいります。

続きまして、重点目標⑥『笑顔と活気ある地域をつくり、つなげる』、これについて、説明申し上げます。

まず、農業の振興では、新規就農者に対する経営開始資金の助成や、機械設備の導入等に対する助成、町独自の麦種子購入費用に対する助成等、農業経営の安定化に向けた支援を行ってまいります。

また、五料・飯倉地区については、農地の活性化施策を検討し、様々な農地活用の可能性を探るほか、「道の駅玉村宿」では、防犯カメラや駐車場照明灯の整備等を実施するとともに、地元特産品などの販売促進と地域産業の活性化を図ってまいります。

畜産振興では、地元特産品である肉用牛の生産基盤の確立を図るため、「優良素畜」の導入や、「畜産ヘルパー」の利用支援など、畜産農家の経営効率化に向けた取組を支援するとともに、CSFの感染防止対策を進め、畜産農業の振興を図ってまいります。

農業用施設の整備推進では、安定した農業用水の確保として、老朽化した第二統合堰の大規模な修繕工事を実施するほか、坂東大堰については、令和12年度の完成に向けて、関係5市町の負担により老朽化に伴う第2期改修工事を進めるなど、計画的な施設の長寿命化と安定した農業用水の供給に

努めてまいります。

次に、商工業の振興でございますが、地域経済の活性化を図るため、個人版ふるさと納税における地元返礼品の拡充や、企業立地促進奨励金や創業者融資事業など各種制度融資による支援を引き続き実施するほか、高崎玉村スマート I C 北地区工業団地につきましては、進出企業への分譲等がスムーズに進むよう、企業局と連携して取り組んでまいります。

消費生活相談体制の充実では、町民の皆様が安心して安全に暮らせるよう、困ったときの相談窓口として消費生活センターの充実を図るとともに、地域との連携を深めながら、消費生活に必要な情報提供を積極的に行ってまいります。

次に、住民自治・協働・交流によるまちづくりの推進につきましては、住民活動の拠点である住民活動サポートセンター「ばる」を中心に、まちづくり活動やボランティア活動をはじめ、様々な住民活動の活性化を図るほか、住民活動団体が協働して地域の課題解決に取り組む提案事業補助金や、福祉やまちづくり全般にわたる大学との域学連携等により、地域の身近な課題の解決に、協働で取り組んでまいります。

次に、多文化共生・国際化の推進についてですが、本町における外国人の人口は、年々増加しており、今後も増えていくことが見込まれます。言語や文化、習慣が異なる多様な外国人の方々が、同じ地域社会の一員として生活できるよう、国際交流協会による日本語教室や交流イベントの実施、町内各学校に在籍する外国人児童生徒に対する日本語指導の充実など、外国人の抱える問題や相談ニーズに寄り添った支援を行い、「多文化共生社会の実現」に向けて取り組んでまいります。

次に、行政改革の推進です。限られた人材で最大限の効果を上げるため、自己啓発、職場研修、職場外研修等を効果的に活用し、より一層職員の資質向上を図るとともに、メンタルヘルスやワークライフバランスに対して組織的に取り組み、その有している可能性や能力を最大限引き出すための環境づくりを進めてまいります。

また、DXの推進では、窓口におけるキャッシュレス決済やオンラインによる申請、公式LINEアカウントやメルたま、ホームページの活用など、行政におけるデジタル化を推進し、住民の利便性、行政サービスの向上を図ってまいります。

最後に、健全な財政運営についてですが、新たな課題やニーズに対応し、安定的かつ継続的な行政サービスを行うためには、経常的に必要となる経費に対する財源確保が必要不可欠です。特に、ここ数年の物価・賃金の高騰により、行政サービスに係るコストは大きく増大しており、同規模の事業を継続したとしても、必要な経費は増加し、それに対する財源確保が大きな課題となっております。長期的な視点では、今後、これまでに町が投資してきた住宅団地や工業団地の開発などに伴う固定資産税の増加や、国が目指しているデフレの脱却・経済の好循環の実現による町税収入の増加が期待されますが、当面の財源確保として、収納率のさらなる向上や、税外収入である「ふるさと納税」の活用、交付税措置の高い有利な起債や各種基金の活用など、あらゆる可能性を模索するとともに、未来に向

けた積極的な投資と企業誘致・定住促進による税収入の確保を図ってまいります。

一方、歳出面につきましては、事業の費用対効果等を考慮しながら、徹底的なコスト削減や効率的な行政運営の確立に努め、既存の行政サービスの質を落とすことなく、新たな課題やニーズに的確に対応し、健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

以上、令和6年度の町政運営について、私の所信の一端を申し述べました。

令和6年度の町政運営に当たっては、これらの施策を着実に推進し、私が町長就任以来、一貫して掲げてきた「未来に希望をつなぐまちづくり」を通して、第6次玉村町総合計画における町の目指す将来像「暮らすなら、ここがいい。」を実現すべく、職員と一丸となって取り組んでまいります。

また、町長として2期目の負託を受けたことに対し、その思いを重く受け止めるとともに、町民の皆様の声にしっかりと耳を傾け、謙虚な気持ちで行政を一步ずつ前進させてまいる所存でありますので、町民の皆様並びに議員各位におかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げまして、令和6年度施政方針とさせていただきます。

◇議長（石内國雄君） 以上で町長施政方針の報告を終了いたします。

なお、町長施政方針に対する一般質問の通告をされた議員には、質問の要旨を3月5日火曜日の午前9時までに議長に提出してください。



◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。11時に再開いたします。

午前10時46分休憩

午前11時再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。



○日程第6 議案第4号 玉村町犯罪被害者等支援条例の制定について

◇議長（石内國雄君） 日程第6、議案第4号 玉村町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第4号 玉村町犯罪被害者等支援条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等支援に関する基本理念及び施策の基本事項を定め、被害の早期回復や軽減を図り、町民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、本条例を制定しようとするものです。

条例の概要につきましては、犯罪被害者等の支援に対する町や町民、事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者やそのご家族の生活再建に向け、相談窓口を設置し、経済的負担の軽減や日常生活のサポートなど、関係機関と連携して総合的な支援を行うものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。日程第6、議案第4号 玉村町犯罪被害者等支援条例の制定については、総務経済常任委員会に付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務経済常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。



○日程第7 議案第5号 玉村町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第7、議案第5号 玉村町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第5号 玉村町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議員の皆様もご承知のように、平成25年に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法により、現在では住民票を有する全ての方に個人番号が付番されています。その個人番号を利用することで、国や県、市町村、年金機構などが保有する個人情報をシステムで情報連携させることができるようになりました。例えば地方税情報や年金

の支給情報、国保の給付情報などを連携することで、町に申請する際に必要な添付書類を省略することができ、住民の利便性向上と業務効率化に役立っております。

町条例については、庁内同一機関内、庁内他機関で個人番号をその内容に含む個人情報の連携を行う場合、各自治体で条例を定める必要があることから、併せて制定されるものです。

今回マイナンバー法に一部改正があり、法別表第二が廃止されることになりました。特定個人情報の提供については、情報提供の主体（照会者と提供者）、情報の利用対象となる事務、提供対象となる情報を別表第二に定めておりましたが、この別表第二を廃止し、情報連携の範囲を主務省令で規定することにより、情報連携を可能とする仕組みに改められます。町条例も、法別表第二を引用している部分があるため、併せて改正するものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 今回の国の法律改正によって、玉村町でも改正するという事なのですが、一部では生活保護を受けている外国人の規定だったり、生活に困窮する外国人のことも内容に含まれるというような話もありますが、玉村町ではそれほどのようになっているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） 今回の規定につきましては、法律が変更されると、条例につきましてはその法律を引用して得るところがございますので、その法律が変更されるというところを、町の条例はその変更された部分に対応するというのみの変更ということになっております。

以上でございます。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） マイナンバー法で、ちょっとこれは個人情報保護法と異なって、利用目的を超えて利用できないというものがあまして、マイナンバーを取り扱う際に安全管理とか、ガイドラインとかを遵守しなければならないという規定があるのですけれども、玉村町では例えばここに関わる担当者を最小限にする、一部の人にするなど、町の管理体制についてどのように考えていますか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） 個人情報あるいはマイナンバー、それに基づきます、ひもづけられます税の情報などの部分がございますので、そういった面につきましては担当する該当する課の職員、そ

れのみが知り得る情報ということにもなりますので、そういった関係に所属する職員につきましては情報の管理をしっかりとするという事で、町の中でも徹底してまいりたいというふうには考えております。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） ガイドラインが制定されているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） こちらは、個人情報の保護という部分で、情報管理ということでこのマイナンバー等にかかわらず、そのほかの町の様々な情報管理をする上でのシステム、こういった部分においてそのガイドラインといったものは定めさせていただいているところでございます。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第8 議案第6号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第8、議案第6号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第6号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

会計年度任用職員制度については令和2年度に創設され、これまで期末手当の支給が可能となった一方で、勤勉手当の支給については国の非常勤職員の取扱いとの均衡や各地方公共団体における期末手当の定着状況等を踏まえ、検討課題とされていたところでございます。令和5年5月には、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月から勤勉手当の支給が可能になることに伴い、所要の改正を行うものです。

具体的には、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員に支給できる手当に勤勉手当を追加するほか、基準日において6か月以上在職する会計年度任用職員に対して、勤勉手当を1.025月支給できるように定めるものとなります。

施行期日は、令和6年4月1日となります。

また、この改正に伴い、玉村町職員の給与に関する条例、玉村町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例につきましても一部改正が必要となり、附則におきまして所要の改正を行うものでございます。

玉村町におきましても、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保に努めてまいりたいと考えております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第9 議案第7号 玉村町介護保険条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第9、議案第7号 玉村町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第7号 玉村町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和6年度から8年度までの第9期介護保険料の金額を定めるとともに、介護保険法施行令の規定の見直しを反映させるために改正するものでございます。

令和6年度から8年度を計画期間とする第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、今後3年間の介護給付費や地域支援事業費の見込み量を推計し、65歳以上の被保険者で負担する保険料を算出いたしましたところ、基準額で年額7万1,800円、月額にいたしますと5,984円となりました。この金額は、第8期保険料と比較いたしますと年額で8,200円、月額で683円の減額となります。

また、介護保険制度の持続可能性を確保するよう国が行った見直しを反映させるため、所得段階を区分する合計所得金額を改定いたしました。第9段階と第10段階を区分する合計所得金額を400万円から420万円に、第10段階と第11段階を区分する合計所得金額を600万円から520万円に、第11段階と第12段階を区分する合計所得金額を800万円から620万円に、第12段階と第13段階を区分する合計所得金額を1,000万円から720万円に改定するものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 第9期が年額基準額8万円から7万1,800円、月額は5,980円ほどに引き下がりました。現在の6,667円の基準額の保険料が5,984円ということでございます。683円の引下げということですが、県の第9期の平均は、今現在お手元にありますか。要するに前は県の平均よりも500円ほど高かったのですけれども、今回玉村町は県の平均よりもこの5,984円は低い額ですか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

第9期の介護保険の保険料につきましては、まだ全市町村の平均値が出ていない状況です。それなので、手持ち的にも資料的にはないのが現状です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第10 議案第8号 玉村町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第10、議案第8号 玉村町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第8号 玉村町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、関連する条例に所要の改正を行うものでございます。

玉村町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例のほか、玉村町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サ

ービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、玉村町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例、玉村町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の4つの条例の改正を行うものでございます。

具体的な改正内容につきましては、それぞれの条例に対しまして重要事項等の掲示に係る見直し、身体拘束等の適正化、会議や他職種連携におけるICTの活用推進等を盛り込む改正内容でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第11 議案第9号 玉村町空家等の適正管理及び活用の促進に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第11、議案第9号 玉村町空家等の適正管理及び活用の促進に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第9号 玉村町空家等の適正管理及び活用の促進に関する条例の一部改

正についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年12月13日に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、その改正内容に合わせ、本条例の一部を改正するものです。

改正の概要につきましては、空家等の所有者等の責務について、現行の適切な管理の努力に加え、町の施策に協力する努力義務を加えるとともに、そのまま放置すれば特定空家等となるおそれのある管理不全空家等に対する措置について加えるものでございます。

そのほか、法の一部改正により生じた引用条項のずれを修正するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第12 議案第10号 玉村町水道事業給水条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第12、議案第10号 玉村町水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第10号 玉村町水道事業給水条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が成立し、令和6年4月1日から施行されます。この法律により、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されるため、本条例の一部を改正するものです。

改正の内容につきましては、本条例中の厚生労働省令の文言を国土交通省令に改正するものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第13 議案第11号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第13、議案第11号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第11号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、現在進めております玉村町消防団再編実施計画に基づく消防団再編の進捗に伴い、条例第3条で規定する団員の定員に関する規定を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、令和5年4月1日付で発足いたしました上陽分団が、玉村町消防団再編実施計画で定める定員20名の体制となりましたので、現行の規定を改正するものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第14 議案第12号 令和5年度玉村町一般会計補正予算（第11号）

○日程第15 議案第13号 令和5年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○日程第16 議案第14号 令和5年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○日程第17 議案第15号 令和5年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○日程第18 議案第16号 令和5年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第1号）

○日程第19 議案第17号 令和5年度玉村町下水道事業会計補正予算（第3号）

◇議長（石内國雄君） 日程第14、議案第12号 令和5年度玉村町一般会計補正予算（第11号）から日程第19、議案第17号 令和5年度玉村町下水道事業会計補正予算（第3号）までの6議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第12号から日程第19、議案第17号までの6議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 令和5年度玉村町一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から1億2,832万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を125億4,085万8,000円とするとともに、繰越明許費の追加及び地方債の変更を行うものでございます。

歳入歳出予算の補正内容につきましては、年度末ということで、全体といたしましては事業費の確定や入札差金、各種経費の節減による減額が多くなっております。

それでは、歳入の主なものについてご説明いたします。まず、町税につきましては、現年分の収入見込みの推計により、法人町民税を減額、固定資産税を増額するほか、それぞれの税目において増収が見込まれる滞納繰越分を増額するものでございます。

また、各種交付金につきましては、地方消費税交付金の減額及び地方特例交付金の増額を予算に反映するほか、地方交付税はその財源となる国の税収が増加し、普通交付税の再算定が行われたことにより増額となっております。

国県支出金では、自立支援給付事業の増加に伴う各種負担金の増加のほか、非課税世帯等への7万円給付に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、令和5年度の交付上限額を超える金額は翌年度に交付されることになったため、令和5年度予算からは減額いたしました。

また、社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、戸籍システムの読み仮名対応に係る改修が翌年度に先送りされたことに伴う減額と、マイナンバーカードのローマ字表記対応に係る増額を反映するほか、その他の国県支出金についてはそれぞれ事業費の確定に伴う増減を補正するものでございます。

財産収入では、各種基金利子の調整のほか、学校部分林の売却による収入や、空き缶や鉄類などのリサイクル物品売却収入の増額を見込みました。

寄附金では、皆様からいただいた寄附について、それぞれの目的に沿った事業への充当や基金積立てを行うほか、繰入金では事業費の確定等に伴い、特別会計からの繰入金及び各種基金の繰入金を調整しております。

また、町債は、交付税措置のない学校教育施設等整備事業債について、財源の見込みが立ったため借入れを行わないほか、その他の町債につきましては事業費の確定見込みによる減額となっております。

す。

次に、歳出につきましては、事業の確定見込み等による減額が主となっておりますので、増額する予算を中心に説明いたします。

まず、総務費の基金費では、普通交付税の再算定による追加交付のうち、臨時財政対策債の後年度償還に充てるための費用4,163万7,000円を減債基金に積み立てるほか、都市計画事業基金につきましては都市計画税充当後の精算分を積み立てるものでございます。さらにご寄附いただいた寄附金や学校部分林売払収入を目的に応じた基金へ積み立てるとともに、決算見込みによる基金利子の調整を行っております。また、戸籍情報総合システムでは、戸籍氏名の読み仮名の法制化に伴うシステム改修が令和6年度に先送りになったため減額する一方、マイナンバーカードにおける氏名のローマ字表記等に伴うシステム改修が必要となったため、戸籍情報総合システム及びコンビニ交付システム改修に必要な費用を追加するものでございます。

民生費では、福祉医療費支給事業に不足が見込まれるため、2,264万6,000円を追加するほか、自立支援給付事業では各事業の利用者増加に伴う不足見込額の追加でございます。また、子ども家庭センター設立準備事業につきましては、寄附金を活用して授乳ボックスを購入するほか、開設に向けて必要な備品等を整備してまいります。

保育所、児童館につきましては、施設や備品の修繕費用や寄附金を活用した備品購入費等を計上しております。

衛生費では、蓄電池設置助成の申請が増加しているため50万円を追加するほか、労働費では老朽化している勤労者センターの誘導灯の入替え費用として15万8,000円を計上いたしました。

土木費では、上之手の桜並木について、一部の樹木が立ち枯れ、倒木の危険等があることから、道路管理事業に伐採費用50万円を計上するほか、公園緑地事業では板井親水公園の老朽化した木製ベンチの修繕費41万2,000円を計上いたしました。また、北部公園管理事業では、電気料金の高騰により、指定管理委託料に大幅な赤字が生じる見込みであるため、180万円を追加するほか、遊具の修理工事費として79万2,000円を計上しております。

教育費では、各小中学校において不具合が生じている施設、備品の修繕や大きくなり過ぎて支障を来している樹木の剪定等を行うほか、町立図書館では施設入り口の老朽化したブラシマットを更新するものでございます。

また、海洋センターにつきましては、電気料金の高騰により指定管理費委託料に大幅な赤字が生じる見込みであるため、340万円を追加するほか、不具合が生じている施設の修繕に67万1,000円を計上いたしました。

なお、繰越明許費の追加につきましては、それぞれの事業において年度内に完了しないことが見込まれるため、翌年度に繰り越すものでございます。また、地方債の変更につきましては、それぞれ事業費の確定等に伴う減額となっております。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。

次に、議案第13号 令和5年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,668万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を36億4,129万5,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、歳入につきましては保険給付費の減額や交付額確定に伴う県支出金の減額、財政調整基金利子、一般会計繰入金及び財政調整基金繰入金の減額、前年度繰越金、前年度保険給付費仮算定に伴う精算金の増額です。

歳出につきましては、保険給付費及び前年度保険給付費仮算定精算に伴う県償還金の減額、令和4年度事務費一般会計繰入金確定による返還金や葬祭費の増額を行うものでございます。

次に、議案第14号 令和5年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,310万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億2,500万7,000円とするものでございます。

補正内容についてですが、歳入については後期高齢者医療被保険者数の増加及び保険料率改定に伴い、後期高齢者医療保険料を2,551万9,000円増額するものでございます。また、保険基盤安定繰入金を24万8,000円減額、事務費繰入金を112万3,000円減額、令和4年度の事務費精算分として繰越金を205万5,000円増額、人間ドック助成金を60万円減額、後期高齢者医療広域連合受託事業収入を250万円減額するものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者広域連合に納付する保険基盤安定拠出金を24万8,000円減額、保険料納付金を2,598万1,000円増額、一般経費を100万3,000円減額、保健事業費の人間ドック助成金を72万円減額、後期高齢者健康診査委託料を250万円減額、令和4年度の繰越金と一般会計への返還金を159万3,000円増額するものでございます。

次に、議案第15号 令和5年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1億2,839万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億8,215万2,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳入では、地域支援事業費の総額が減額になることに伴い、負担割合に応じて国、県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金及び介護保険料を減額するものでございます。また、前年度繰越金から介護保険基金積立金を用意するものでございます。

次に、歳出では、地域支援事業費のうち介護予防・生活支援サービス事業費で2,139万円、一般介護予防事業費で75万4,000円をそれぞれ減額するものでございます。

また、令和4年度に生じた黒字等のうち1億5,000万円を介護保険基金に積み立てるものがございます。

次に、議案第16号 令和5年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万円を減額し、歳入歳出予算の総額を392万9,000円とするものがございます。

主な補正内容ですが、まず歳入では、介護予防サービス計画費、介護予防ケアマネジメント費収入を減額するものがございます。

また、歳出ですが、介護予防サービス事業費及び介護予防ケアマネジメント事業費を執行状況の見込みにより減額するものがございます。

次に、議案第17号 令和5年度玉村町下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

まず、収益的収支につきましては、収益的収入の予定額を200万円減額し、総額を8億27万9,000円と定めるとともに、収益的支出の予定額を220万円増額し、総額を7億5,667万円と定めるものがございます。

内容ですが、収入については一般会計繰入金の調整で、他会計負担金を1,474万3,000円減額する一方、他会計補助金を1,274万3,000円増額するものがございます。

また、支出については、排水量の増加に伴い、流域下水道維持管理負担金の増額が見込まれることから、予定額を220万円増額するものがございます。

次に、資本的収支につきましては、資本的収入の予定額を300万円減額し、総額を6億3,933万6,000円と定めるものがございます。

内容は、企業債償還金の財源として見込んでいた他会計補助金を300万円減額するものがございます。

最後に、他会計からの補助金についてですが、974万3,000円増額し、1億3,897万7,000円に改めるものがございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で6議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第14、議案第12号 令和5年度玉村町一般会計補正予算（第11号）、これより本案に対する質疑を求めます。

1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 町税の補正につきまして、10ページから14ページについて3問、質問させていただきます。

1 問目は総務課長に伺います。町税の補正につきまして、一昨年度は町税の補正はなし、昨年度は町民税の補正現年課税分 1 件、今回は現年課税分が 2 件と滞納繰越分が 4 件、4 税目の多岐にわたって補正をしておりますが、予算編成の立て方として、決算において町税の予算額、それから調定額、収入済額、収納率、これが 9 月で決算が出てまいります。そのときに予算額と調定額の乖離を防ぐために補正をするということもありますが、今回は年度末に来て事業の歳出を賄うための財源として、依存財源である地方交付税によることなく、町税の滞納繰越分まで補正をしなければ財源が見込めなかったのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 固定資産税の現年課税分につきましては、既に収入済額が予算額を大きく上回っておりましたので、今回 3 月補正の歳入歳出の額を調整する財源ということで、固定資産税につきましては 1, 300 万円増額をさせていただいております。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） 財源的な要素というよりは、既に収納額の滞納繰越分の見込みでなくて、収納となったということで補正したというような意味だというふうに捉えました。

2 点目は、税務課長に伺います。私も税務職員をやっていましたが、通常、現年課税分をしっかり取り切らず滞納繰越しになると取り切れないということで、現年課税分の決算は 99% 近くいきますけれども、玉村町は昨年 9 月では 98% の後半だったですけれども、滞納繰越分は 3 割を切っているような状況ですけれども、今回滞納繰越分の補正でトータルで 1, 595 万円ほど滞納繰越分の収納があったということで、特に固定資産税は給与所得による増減の多寡がなく、額が確定している中で、680 万円も滞納分を収納できた要素は何ですか。

◇議長（石内國雄君） 税務課長。

〔税務課長 貫井利行君発言〕

◇税務課長（貫井利行君） 議員のご質問にお答えいたします。

令和 4 年度の収納実績に危機感を感じまして、担当係では係長不在にもかかわらず粛々と滞納整理に励んできた結果でございます。また、今回補正につきましては、全ての税目で大幅に予算額を上回ったため、固定資産税 680 万円を含む 1, 595 万円を増額するものであります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） 3 問目の最後です。

滞納繰越分の収納率につきましては、現年に比して相当低いのが通例でございます、今回これだ

けの収納額の補正を行ったということは、滞納繰越分は決算において非常に高い数値が見込まれますけれども、見込みは立っていますか。現在どうですか。

◇議長（石内國雄君） 税務課長。

〔税務課長 貫井利行君発言〕

◇税務課長（貫井利行君） お答えいたします。

令和4年度滞納繰越しの決算は28.9%という収納率となっております。現在令和5年度、令和6年の1月末現在につきましては39.37%という非常に高い収納率まで来ております。また、決算におきましてはこれを下回ることがないので、相当の収納率になると見込まれます。よろしくお願いたします。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 85ページをお願いします。道路管理事業の中で上之手の桜並木の20本の桜を伐採ということでもありますけれども、伐採した場合に切り株をそのまま残しておくのかどうかということと、そしてここは歩道のところに桜の木が植えてあります。狭い歩道なのです。そこにこんなに大きく桜の木が育ってしまったがゆえに、歩道のアスファルトが結構盛り上がった状態で、ここを高齢者が歩いたり、それからベビーカーを押すのが非常に困難な状態になっておりますが、桜の木の伐採だけで切り株をそこに残しておくのかどうか、また隆起したようなアスファルトはどのようにしていくつもりかどうかも伺います。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

あちらの桜につきましては、大体数が全部で200本くらいございます。今回20本を伐採ということなのですが、枝が落ちてきたりとか、あと倒れる可能性があるということで、緊急的にまずは伐採をさせていただきます。切り株につきましては、抜根すると費用もかかりますので、まずは根が腐るようなものを塗っておいて、それがだんだん腐ってきたら、その後どうするかということを検討しますので、ちょっとお時間がかかるような形になります。また、それによって根で持ち上がってしまったアスファルト等についても、すぐに修繕ということではなくて、腐り具合を見ながら進めていきたいと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 今回の50万円は桜の木の伐採の金額しか補正予算で取ってありません

けれども、もともと歩道のところにあんなに大木になるような桜を植えるということにそもそも疑問を感じますけれども、カワヅザクラとか、そういう小さい、大きくならない木を植えるということがそもそもの前提だと思うのです。ただ、もうあのような状態になってしまって、あそこで何十年という形になっておりますので、その後の切った後の歩道の管理もしっかりとさせていただかないと、住民は大変困っておりますので、そこもよく予定を立てて、計画を立てて、そのようにしていただければと思います。よろしく申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） その後の措置につきましても、また考えていきたいと思えます。以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 88ページ、北部公園管理事業、指定管理費委託料が180万円アップということで、これは電気代ということなのですが、当初の指定管理費自体が1,800万円くらいだから1割くらいアップすると。電気代で本当に180万円もアップするのかなというふうに感じました。あと、他の公園に関しては、こういう電気料金のアップの要請はないのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

北部公園につきましては、サッカー場の照明灯がございまして、電気代が非常にかかる施設となっております。電気代の指定管理、当初の予定としまして300万円ということだったのですが、今回予測としまして3月末で大体483万円になるという見込みがございまして、そちらの180万円について補正をするものです。指定管理との協定とか募集要項とか、そういった中でそういう当初予期しない金額が発生した場合については協議をして、その分については町のほうで負担するとか、そういうリスク分担があらかじめ決められていますので、それに基づいて指定管理者と協議をして、電気代についてはお支払いするのが妥当ではないかということで今回補正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） となると、総合運動公園なんかも照明が結構あるのですが、あの辺は交渉して、上げないで済んでいるということなのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 宇津木雅彦君発言]

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） お答えします。

総合運動公園につきましては、協議しましたが、現在特に必要ないということで補正はいたしませんでした。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

12番新井賢次議員。

[12番 新井賢次君発言]

◇12番（新井賢次君） 106ページですか、今の月田議員の件と関連があるようなのですが、海洋センターの管理運営事業について、指定管理費の委託料が340万円追加ということですが、この電気料金のアップだという説明がありました。これももとの電気料金は幾ら入っていたのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 宇津木雅彦君発言]

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 海洋センターなのですが、3月はまだ終わっていないので、見込みなのですが、当初では710万円の電気料を見込んでいたのですが、決算見込みとして1,054万円ということで、その差額を補正させていただきます。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

[12番 新井賢次君発言]

◇12番（新井賢次君） それで、次年度の予算で小中学校をはじめ、ほとんどLED化を相当積極的に進めるという方向のようですが、例えば今の海洋センターはLEDにはなっていないのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 宇津木雅彦君発言]

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 海洋センターはまだなっていません。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

[12番 新井賢次君発言]

◇12番（新井賢次君） 金額的に相当大きいので、ここもLED化を進めるという必要性があるかと思いますが、その辺はどう考えているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 宇津木雅彦君発言]

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） こちらのLED化につきましては、B&G財団の補助金などを利用していきたくて考えていますので、改修と合わせてやっていきたくて考えています。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） すみません。68ページ、69ページなのですがすけれども、第1保育所、あと第2保育所で会計年度任用職員が退職をしたということなのなのですがすけれども、後任がいなかったというか、募集をしても希望者が来なかったということなのではないでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） お答えいたします。

まず、第1保育所なのですがすけれども、こちらは調理員の退職ということで、募集したのですがすけれども、やはり人数が足りない状態が続いたということがございます。

あと、第2保育所のほうなのですがすけれども、こちらは保育士が退職いたしまして、こちらもなかなかフルタイムの職員が募集で来ていただくことができなくて、そのまま欠けた状態が続いたということがございます。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 保育士というと、ゼロ歳児、1歳児、2歳児というのですがすけれども、年齢が低いとやはり目を離すと何をしてしまうか分からないと、予想外のことが起きることがあると思うのですがすけれども、職員が減ったことによってほかの職員の負担が大きくなっていったりとか、子供に対して目が行き届かないとか、そういった懸念というのはありますか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） お答えいたします。

1人の先生は加配といいまして、心配なお子さんの補助の方だったのですけれども、そちらの方が1人欠けてしまって、あともう一人は小さいクラスの先生だったのですけれども、派遣の職員なんかもお願いしまして、来ていただいたのですが、ちょっと長くは続かなかった状態だったのですけれども、何とか安全にお子さんを見られるようにいろんな職員が協力し合いまして、対応してまいりまして、安全にお子さんを見ることはできたと思っております。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 人手不足がいろいろな分野で言われていて、やはりこれからも多く不足するということが考えられますので、町独自の処遇、待遇というか、そういうところも考えていかなくてはいけないのかなというふうに考えております。町としてこれからの対策というか、考えていることがあったら教えていただきたいと思うのですがすけれども。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） お答えいたします。

これからも職員に対しまして処遇改善ですとか、費用の面でも、あといろいろ待遇、より仕事しやすい環境づくりですとか、努力していくようにしてまいります。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 65ページの就労継続支援事業A型についてお伺いします。

80万円の支出があるということなのですけれども、玉村町ではA型で一般就労を目指した活動をしていないということなのですけれども、その辺の支出の在り方について伺いたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えします。

町内にはこの事業所はないのですけれども、町外でそういう就業継続支援事業A型を行っている事業所がありまして、そちらに利用者が行っているような状況であります。当然町内にもそういった事業所ができればありがたいのですが、なかなかまだそこまではいっていないというのが現状となっております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 町内に希望する方がいらっしゃるということですので、町内でそういった対応を考えていくということは、移動の関係も含めて非常に重要なことというふうに思っています。ぜひ積極的に町内でも自立支援の方向で考えていただけたらというふうに思いますけれども、そういった計画等はございますでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 具体的な計画はないのですけれども、当然障害者については町内の事業者さんに理解してもらおうということから始めていくことが大事だと思っております。そういった取組のほうを徐々に、徐々に進めていけたらいいなと考えております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 実際に町内の事業者さんにアプローチをかけるところというのは、町で準備されているのですか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） こちらにつきましても、具体的にどこの事業者にアプローチをかけるということはないのですけれども、最近ありました話ですと、A型とかではないのですが、町内の福祉事業所のほうから、企業に就労に行きたいのだけれども、そういった相談に乗ってくれますかという話があったので、その辺は健康福祉課のほうで町内の事業所さんと連携を取りながら、もしできればいいねという話で今進めている状況であります。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第13号 令和5年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第14号 令和5年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第15号 令和5年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）、これより本案に対する質疑を求めます。

1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 予算書の10ページで、繰越金が1億5,000万円ほど出ておまして、対応する17ページで介護保険基金積立金に1億5,000万円ほど積み立てられております。昨年、一昨年、1億円ずつ繰り出して基金積立金に積んできまして、附属説明資料を見ますと約7億5,000万円ほど見込みで積み立ててきたというふうに書いてあります。今回第9期の介護保険料基準額が5,984円で、第8期の6,667円に比して683円下げますというふうなことで先ほど条例案が可決されたわけでございますけれども、8期の反省として、1億円、1億円、1億5,000万円積んできて7億5,000万円までいったということで、今回700円近く下げても9期をやっている見込みで条例を改定したというようなことだと、第8期の反省として介護保険

料は社会保険料ですから、繰越金が出るということは節約してよかったのだと、よく切り詰めてやりましたねという言い方ではなくて、年金天引きで保険料を取られるわけですから、実は取り過ぎていたのだと、8期は。その反省を踏まえて9期は私はあると思うのです。だから、8期をどういうふうにこの介護保険料から見て総括しますか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

8期の総括といたしまして、当然3年前に計画をつくった時点では、まだコロナというものがどこまで広がるかとか、そういった予想は多分できなかったと思います。それで、実際にコロナが広まって利用控えとかという状況となってきた中で、今回の基金に積み立てられるということになってきましたので、社会的な情勢もあったと思うのですけれども、先ほど議員がおっしゃったとおり、当然社会保障なので、介護保険制度といたしましては3年スパンで、まず1年目は黒字化、2年目がとんととなる、3年目が赤字で、それであるというのが介護保険の制度的なことだと思うのですけれども、今回3億円を基金から出させていただいて、保険料を少し下げたということで、総括といたしましては本来であれば当然とんとんでいけるのが一番よかったのではないかなというふうに私的には考えております。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 要介護、要支援の方等に対する給付という意味でのきめ細やかなサービスを町として行ってきた結果、いろんな事情があって1億5,000万円を繰り出しして、基金に積み立てることができたというようにいい面もあるかと思っておりますけれども、やはり用途を適切に支援をして使える予算額をしっかりと使っていただくということも特別会計というような意味もありますから、そこら辺は留意してやっていただきたいと思っております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第16号 令和5年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第1号）、
これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第17号 令和5年度玉村町下水道事業会計補正予算（第3号）、これより本案
に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。午後２時１０分より再開します。

午後０時８分休憩

午後２時１０分再開

◇議長（石内國雄君） それでは、再開します。



○日程第２０ 議案第１８号 令和６年度玉村町一般会計予算

○日程第２１ 議案第１９号 令和６年度玉村町国民健康保険特別会計予算

○日程第２２ 議案第２０号 令和６年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算

○日程第２３ 議案第２１号 令和６年度玉村町介護保険特別会計予算

○日程第２４ 議案第２２号 令和６年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算

○日程第２５ 議案第２３号 令和６年度玉村町水道事業会計予算

○日程第２６ 議案第２４号 令和６年度玉村町下水道事業会計予算

◇議長（石内國雄君） 日程第２０、議案第１８号 令和６年度玉村町一般会計予算から日程第２６、議案第２４号 令和６年度玉村町下水道事業会計予算までの７議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第２０、議案第１８号から日程第２６、議案第２４号までの７議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 石川眞男君登壇]

◇町長（石川眞男君） 令和６年度玉村町一般会計予算についてご説明申し上げます。

先ほど施政方針の中でも述べさせていただきましたが、令和６年度の予算編成につきましては、こども政策の推進、町民に暮らしやすさの向上、県央の地の利を生かしたまちづくり、危機管理能力の向上、自治体DXの推進を重点項目として編成しました。その結果、一般会計予算の総額は過去最大

規模の124億2,000万円となり、対前年度比7.4%増の予算となりました。

全ての町民の安心、安全の確保と生活の質の向上を図り、子供から高齢者まで、誰もが暮らしやすい町を実現するため理想を現実に、暮らしやすさが実感できる予算として、あらゆる分野における施策を展開し、第6次玉村町総合計画における町の目指す将来像「暮らすなら、ここがいい。」を実現してまいります。

まず、歳出の主な事業でございますが、有事の安心、安全の確保として、防災備蓄倉庫管理事業に288万8,000円を計上し、災害時に必要な備蓄用資機材の充実を図るほか、住宅の耐震診断、耐震改修補助として122万6,000円を計上いたしました。さらに令和5年度から実施している防災アドバイザーを活用し、町民の防災知識のさらなる啓発や自主防災組織の育成、地区における防災訓練の支援等、災害対応力の強化を図ってまいります。

また、消防団につきましては、第2分団及び第8分団統合後の活動拠点となる玉村分団詰所の実施計画として425万2,000円を計上し、消防団再編計画を着実に進め、地域防災力の向上と団運営の効率化を図ってまいります。

さらに小中学校の体育館について、指定避難所としての機能向上及び児童、生徒の健康や教育活動の充実を図るため、小学校体育館の空調設備設計に393万6,000円、中学校体育館の空調設備設置工事に1億86万1,000円を計上し、小中学校の空調整備を計画的に進めてまいります。

そのほか学校内への不審者侵入や学校施設の器物破損等を未然に防止し、学校生活における児童、生徒の安心、安全を確保するため、小中学校における防犯カメラの増設に924万円計上するほか、道路における交通安全を確保するため、交通安全施設の新設、更新等に933万3,000円を計上いたしました。

次に、こども施策についてですが、安心して子供を育てられる環境を整備するため、町立小中学校における児童、生徒の学校給食費完全無償化を実施するとともに、町立幼稚園では給食費の物価高騰分を据え置くなど、子育て世帯の経済的な負担を軽減してまいります。なお、既存の保育所、幼稚園等の第2子保育料及び副食費の無償化等を合わせると、歳入免除及び歳出の総額で1億6,483万7,000円の町単独事業による子育ての支援となります。

また、新年度から新たに設置するこども家庭センターの経費として708万5,000円を計上し、全ての妊産婦、子育て世帯を対象に包括的な相談支援等を実施してまいります。さらに子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を図るため、第3期玉村町子ども・子育て支援事業計画を策定する経費として341万9,000円を計上いたしました。

学校教育については、ICT教育に使用する小学校教育・校務用コンピューターのシステム入れ替えに係る経費として9,799万7,000円、芝根小学校のトイレ改修工事に8,074万円、先述した小学校体育館の空調設備設計及び中学校体育館の空調設備工事に係る経費として計1億479万7,000円を計上しました。また、コロナ禍で中断していた中学生海外交流事業につつま

しては、参加人数を増やした上で2年に1回の実施とし、1,155万6,000円を計上しております。

次に、年齢にかかわらず元気で生き生きと活躍できる町をつくるため、玉村町が先駆的に取り組んでいるふれあいの居場所づくり事業に170万円、協働によるまちづくりの推進事業に98万1,000円を計上するほか、敬老祝金支給事業やダイヤモンド婚、金婚祝記念事業を引き続き実施してまいります。

また、誰もが生きやすく尊重し合える社会の実現を図るため、地域における高齢者支援の総合相談窓口である地域包括支援センターの経費として3,600万円、老人福祉センター管理運営事業に4,239万4,000円、障害者自立支援費として7億3,689万3,000円、児童発達支援事業に6,060万円、放課後等デイサービス事業に1億2,600万円を計上するほか、犯罪被害者やその家族の経済的負担の軽減と日常生活の早期再建を支援するため、新たに犯罪被害者等支援事業として81万5,000円を計上いたしました。

さらに予防接種事業として1億2,208万7,000円を計上し、带状疱疹予防接種の対象を50歳以上に拡大するほか、令和5年度にリニューアルし、多くの町民に参加していただいた玉村町スポーツフェスティバルを新年度も開催し、スポーツの振興と町民の体力向上、健康増進を図ってまいります。

次に、公共交通の整備についてですが、交通弱者の日常生活に必要な交通手段の確保として、路線バスや乗合タクシーたまりん、高齢者のタクシー利用料補助等、様々な取組を実施してまいりましたが、新年度は公共交通再編事業として4,443万2,000円を計上し、デマンド交通の導入を図るとともに、高校生の通学に関する公共交通の実証運行費用として522万8,000円を計上し、住民の移動に関する課題解決について総合的に取り組んでまいります。

また、町立保育所、児童館、通級教室、玉村幼稚園、学校給食センター、文化センター小ホール、総合運動公園、東部工業団地内運動公園における照明のLED化に係る経費として233万5,000円と、債務負担行為6,507万9,000円を設定し、公共施設における電力使用量及び二酸化炭素排出量の削減を図るほか、住宅における太陽光発電システム及び蓄電池設置に対する助成金に450万円を計上し、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めてまいります。

生活に欠かせない道路インフラにつきましては、道路維持費として2億6,167万1,000円、道路新設改良費として1億82万5,000円を計上しております。道路舗装修繕計画に基づいた道路舗装修繕工事や地区の要望による道路補修、道路改良工事等を実施するほか、老朽化する橋梁についても計画的に補修し、安心、安全な道路ネットワークを確保いたします。また、東部工業団地へのアクセス道路となる町道103号線や上陽小学校南門から北部公園までの間の町道3041号線についても引き続き進捗を図ってまいります。

次に、空き家対策につきましては、空家除却補助事業に500万円を計上するほか、新規事業とし

て空家活用支援事業に60万3,000円を計上し、空き家を購入してリフォームする際の補助等を実施し、空き家の有効活用と住宅地の景観向上、居住環境の改善を図ってまいります。

次に、玉村町の魅力を最大限活用するため、令和5年度に引き続き、移住定住の促進と重田家住宅の活用に関する地域おこし協力隊の経費として計1,011万7,000円を計上するとともに、玉村町魅力発信機構に関する経費に1,205万円を計上し、町内外への情報発信、地域の活性化を図ってまいります。

また、文化財の保護、活用につきましては、令和5年度に寄附を受けた町の重要文化財である嚮義堂について、老朽化した建物の修繕費用として1,003万2,000円、国指定重要文化財である玉村八幡宮本殿の防災設備の更新に係る助成として799万8,000円を計上するとともに、国登録有形文化財重田家住宅につきましては、令和5年度の築140年記念事業が大変好評であったため、引き続き重田家住宅活用事業として51万4,000円計上し、各種イベント等を開催してまいります。

さらに町の郷土芸能の保存、育成や貴重な地域文化を継承するため、郷土芸能保存活動事業に264万1,000円を計上し、重要無形民俗文化財に指定されている各地区のお祭り等への助成金を拡充いたしました。

次に、地域コミュニティの活性化につきまして、地区集会所等における施設の修繕や改修への助成として、地区集会所施設整備助成事業に120万円を計上するほか、外国人労働者等の増加に伴い、外国人の抱える問題や相談ニーズに適切に対応するため、国際交流協会への補助金として55万円、多文化共生社会推進事業に31万1,000円、外国人子女教育支援事業に874万5,000円を計上しております。

また、農業・商業振興として、町の玄関口である道の駅玉村宿に709万2,000円を計上し、新たに整備した南側駐車場等の防犯カメラ設置や東側駐車場の照明灯設置を行うほか、五料、飯倉地区を中心とする農地について、農地利用の活性化を検討するため五料・飯倉地区農地利用活性化事業に27万6,000円を計上いたしました。さらに老朽化した第二統合堰の長寿命化を図る修繕工事として土地改良施設維持管理適正化事業に5,951万3,000円を計上するほか、町の独自の麦種子購入費用の助成として麦次期作支援事業に450万円を計上しております。

商工業では、個人版ふるさと納税奨励事業に7,998万5,000円、町内に事業所を新設、増設、移設する事業者に対する奨励金として1,540万9,000円、高崎玉村スマートIC北地区工業団地の周辺道路整備及び区域内公園の基本設計等に8,612万8,000円を計上し、産業振興及び雇用機会拡大を図ってまいります。

また、行政改革の推進として、国が進める基幹系システム等の標準化を含む情報インフラの経費として、基幹業務総合情報システムに2億141万7,000円、戸籍情報総合システムに4,050万4,000円を計上するほか、行政におけるデジタル化推進経費として193万4,000円を計上

し、窓口におけるキャッシュレス決済の導入やSMSを使用した配信サービス、L o G oフォームによる申請のオンライン化、公式L I N Eアカウントによる情報発信等を進め、住民サービスの向上と行政手続の効率化を図ってまいります。

次に、歳出の目的別内訳につきましては、衛生費、商工費、消防費が減少し、それ以外の予算は全て増加いたしました。特に土木費では、公共施設等適正管理推進事業債を活用した道路舗装修繕計画推進事業や高崎玉村スマートI C北地区工業団地の周辺道路の整備等により26.3%増加、総務費では国が進める基幹系システム等の標準化や新たなデマンド交通の導入等により13.6%増加、教育費では中学校体育館の空調設備導入や芝根小学校のトイレ改修等により12.4%増加いたしました。

一方、消防費では、南分団詰所建設事業の終了や消防車両整備事業の縮小等により6.2%減少、衛生費では新型コロナウイルスワクチン関連予算の縮小等により4.9%減少、商工費においても新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策の縮小等により2.7%減少しております。

また、性質別内訳につきましては、積立金を除く全ての項目で増加しております。特に普通建設事業費では、前述した中学校体育館の空調設備導入や道路舗装修繕計画推進事業の増により23.7%増加、維持補修費では町道補修工事の増により18.0%増加しました。また、補助費等では、常備消防委託料や下水道事業会計繰出金の増により9.3%増加、扶助費では児童手当支給事業における支給対象の拡大等により9.2%増加いたしました。

なお、義務的経費は6.4%増加し、予算総額に対する構成比は42.7%となり、投資的経費も23.7%増加し、構成比は7.1%となっております。

次に、歳入の主なものとしまして、まずその根幹をなす町税では、国の定額減税の実施による個人町民税の減少や町内企業の業績見込みによる法人町民税の減少等により、町税全体では6.0%減の45億4,510万2,000円を見込むとともに、地方交付税では法人町民税の減少や地方財政計画等を考慮して推計した結果、41.4%増の20億5,000万円を見込んでおります。

その他の交付金では、前年度の収入見込額と地方財政計画の伸び率等を考慮し、配当割交付金や地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金等の減少を見込んだ一方、国の定額減税に伴う地方特例交付金の増加等により、地方交付税を除く交付金全体としては5.7%増の13億5,464万2,000円を見込みました。

国県支出金では、児童手当の支給対象の拡大等に伴う児童手当国庫負担金の増加、基幹系システム等の標準化に伴うデジタル基盤改革支援補助金の増加等により13.0%増の27億1,421万7,000円を見込んでおります。

繰入金では、重層的支援体制整備事業に伴う介護保険特別会計からの繰入れを1,063万6,000円見込むとともに、基金繰入金では前年度の地方交付税における臨時財政対策債償還基金費の2分の1を減債基金から繰り入れるほか、芝根小学校のトイレ改修事業に充てるための学校教育

施設整備基金の繰入れや、町のイベントや玉村八幡宮本殿の防災設備更新、嚮義堂の修繕に充てるためのふるさと創生基金の繰入れ等を計上いたしました。また、不足する財源の確保として、財政調整基金からの繰入れを7億円見込むことで収支の均衡を図り、繰入金全体では23.2%増の7億9,161万1,000円となっております。

諸収入では、小中学校における給食費の完全無償化に伴う学校給食費の減少等により、諸収入全体では4.0%減の2億2,781万4,000円となりました。

町債は、道路事業や小中学校体育館空調設備整備事業、芝根小学校トイレ改修事業などの財源として見込むほか、普通交付税の一部振替による臨時財政対策債を計上し、町債全体では7.7%増の3億4,410万円を見込んでおります。

なお、歳入の性質別内訳につきましては、町税収入の減少等により自主財源は2.5%減少し、予算総額に対する構成比は48.0%となりました。

一方、依存財源では、国県支出金や地方交付税の増加、定額減税による地方特例交付金の増加等により全体で18.5%増加し、構成比は52.0%となりました。

以上、令和6年度の歳入については、法人町民税の減少等による影響が見られるものの、地方交付税や国県支出金の増加、各種基金の繰入れ等により収支の均衡を図っております。引き続き物価の高騰や市場賃金の上昇により、行政サービスに係る経費の増加が見込まれるとともに、国が目指しているデフレの脱却、経済の好循環が軌道に乗るまでは大幅な町税収入等の増加は期待できず、厳しい財政状況が続くと予想されます。そのため、本町が継続的に発展していけるよう未来に向けた投資を積極的に行うとともに、行財政の効率化をより一層進め、将来にわたって持続可能な財政基盤の確保に努めてまいります。

なお、一般会計予算の内容につきましては、お配りした予算参考資料の中にも詳しく説明がございますので、ご確認いただければと存じます。

次に、議案第19号 令和6年度玉村町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,344万1,000円とするものでございます。前年度当初予算と比較しますと5.3%の減額となっております。減額の主な要因としましては、群馬県より支出される交付金等の減額や国民健康保険税の減額によるものです。

令和6年度は、普通交付金の算定基礎となる医療給付費が、被保険者数の減少から昨年に比べ減少傾向となったため、支出金、給付費ともに減少しております。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税が7億298万8,000円、県支出金が26億828万7,000円、繰入金が3億809万1,000円であります。

歳出の主なものとしましては、保険給付費が25億7,946万9,000円、国民健康保険事業費納付金が9億6,635万8,000円、保健事業費が4,229万7,000円であります。

被保険者数は、後期高齢者医療制度への移行や社会保険への加入者数の増加により減少傾向にあり

ます。医療機関の受診件数は、感染拡大前の水準に戻り、1人当たりの医療費単価は年々増加傾向であるため、引き続き医療費抑制の取組を行ってまいります。医療費増加の要因の1つとしては、生活習慣病が挙げられます。生活習慣病が進行すると、脳卒中や心筋梗塞等の重篤な疾病を引き起こす可能性があります。対策としては、伊勢崎市と連携し、糖尿病重症化予防に取り組んでいますが、令和6年度も引き続き健康寿命の延伸、医療費の削減、重症化予防、生活習慣病予防を重点的に取り組む予定であります。

国保特定健診につきましては、安心して受診していただけるよう、医療機関とも連携を密にし、取り組んでまいります。

今後も医療費適正化を図るとともに、適切な収納対策に取り組み、国保特別会計の健全運営に努めてまいります。

次に、議案第20号 令和6年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,511万1,000円とするものです。

予算の内容については、前年度当初予算に対して20.8%の増加となっております。主な要因としましては、高齢化による被保険者数の増加及び後期高齢者医療保険料率の改定によるものでございます。

歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料3億6,274万1,000円、保険料軽減分の保険基盤安定繰入金を9,459万4,000円、受託事業収入1,596万2,000円でございます。

また、歳出の主なものとしましては、広域連合納付金4億5,733万7,000円、健康診査等事業費1,708万1,000円でございます。

令和6年度も引き続き広域連合と連携を取り、円滑な運営を図ってまいります。

次に、議案第21号 令和6年度玉村町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億3,734万7,000円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較しますと4.8%の増となっております。

歳入の主なものにつきましては、65歳以上の第1号被保険者保険料が6億2,954万7,000円、国庫支出金5億876万9,000円、支払基金交付金7億2,118万2,000円、県支出金3億8,209万5,000円、一般会計からの繰入金3億9,539万4,000円、基金繰入金1億円でございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費3,379万6,000円、保険給付費25億8,843万4,000円、地域支援事業費1億312万1,000円でございます。

なお、令和6年度は、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の初年度となります。本計画は、令和6年度から8年度までの3か年計画となっており、高齢者を取り巻く状況を把握し、今後3年

間の高齢者施策の方向性を定め、介護保険事業を円滑に行うための介護保険料改定を行いました。新たにスタートする本計画の下、介護保険特別会計を適正に運営し、自立支援、重度化防止に取り組むほか、地域包括ケアシステムの深化を図り、認知症や要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる町を目指して、介護保険制度の持続可能性を確保してまいります。

次に、議案第22号 令和6年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計の予算を歳入歳出それぞれ439万9,000円と定めるものでございます。

まず、歳入の主なものといたしましては、要支援1、2と認定された方及び総合事業対象者に対してケアプラン等を作成する介護予防・ケアマネジメント費収入236万2,000円、一般会計繰入金等203万7,000円でございます。

続きまして、歳出の主なものといたしましては、介護支援専門員の人件費やシステム機器使用料など総務管理費等262万9,000円、予防給付プラン等作成委託料であります介護予防・ケアマネジメント事業費が177万円でございます。

次に、議案第23号 令和6年度玉村町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、令和6年度の業務の予定量でございますが、給水件数を1万7,767件、年間総配水量を469万1,000立方メートル、主要な建設改良費として配水管布設替工事費2億4,000万円を第2条に決めました。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定額でございますが、水道事業収益で5億6,529万1,000円を予定いたしました。その主なものは、給水収益等の営業収益が5億3,081万9,000円、営業外収益が3,447万1,000円でございます。

続いて、水道事業費用ですが、5億2,580万8,000円を予定いたしました。その主なものは、営業費用が4億9,466万1,000円、企業債利子等の営業外費用が2,475万円でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入で1億8,033万円を予定いたしました。その主なものは、企業債が1億8,000万円でございます。

続いて、資本的支出ですが、3億6,416万6,000円を予定いたしました。その主なものは、建設改良費の2億6,314万1,000円と、企業債償還金9,222万6,000円でございます。

なお、資本的収支において不足する1億8,383万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金、過年度分及び当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金で補填する予定でございます。

次に、第5条では、企業債の限度額を1億8,000万円と定め、第6条では予定支出の各項の経

費の金額の流用ができる場合として、収益的支出及び資本的支出における各項間の流用と定めております。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を4,454万2,000円、交際費を1万円と定め、第8条では棚卸資産購入限度額を807万8,000円と定めるものでございます。

引き続き、経費の節減と効率的な業務による健全な経営を図るとともに、安全で安定した水の供給が将来に向けて持続できるよう努めてまいります。

次に、議案第24号 令和6年度玉村町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、令和6年度の業務の予定量でございますが、年度末整備済み面積として783ヘクタール、年間有収水量を282万6,000立方メートル、主要な建設改良事業として管渠整備工事費3億7,500万円を第2条で定めました。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。下水道事業収益で8億5,017万円を予定いたしました。その主なものは、下水道使用料等の営業収益が3億4,099万2,000円、一般会計繰入金等の営業外収益が5億917万7,000円でございます。

続いて、下水道事業費用ですが、8億1,303万円を予定いたしました。その主なものは、営業費用が7億1,459万1,000円、企業債利子等の営業外費用が9,583万8,000円でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。資本的収入につきましては6億2,605万1,000円を予定いたしました。その主なものは、企業債の4億5,140万円、補助金の1億円でございます。

続いて、資本的支出ですが、9億4,020万5,000円を予定いたしました。その主なものは、建設改良費の4億6,188万8,000円及び企業債償還金の4億7,831万7,000円でございます。

なお、資本的収支において不足する額3億1,415万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金、過年度分及び当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金並びに建設改良積立金で補填する予定でございます。

次に、第5条では、企業債の限度額を4億5,140万円と定め、第6条では一時借入金の限度額を4億円と定め、第7条では予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合として、収益的支出及び資本的支出における各項間の流用と定めております。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を4,887万6,000円と定め、第9条では他会計からの補助金として、一般会計からの基準外繰入金を1億3,013万9,000円と定めるものでございます。

最後になりますが、公共下水道の整備は、町民生活の環境改善及び河川の水質保全のための重要施

策であります。本町は、町全域が下水道整備の計画区域となっておりますので、積極的に整備を進めるとともに、効率的な業務により経営の健全化を図ってまいります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明を終了いたします。

これより総括質疑を行います。

各予算に対する総括質疑は、玉村町議会運営に関する基準により、款項の範囲で行うようお願いいたします。

最初に、日程第20、議案第18号 令和6年度玉村町一般会計予算に対する総括質疑を求めます。

10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 予算書の11ページ、一番下の21款諸収入ですが、金額にして947万6,000円の減額となっておりますが、町長は学校給食費の完全無償化ということでこの中身を見てみますと、内訳として実際には学校給食費が3,688万5,000円の減額となっております。将来にわたって給食費の無償化をしていくことについて、実際には毎年1億円以上の財源確保が必要となりますが、その見通し、財源確保はどのように考えているのか。また、子育て世代や保護者にとってはとても助かる話で、大変いいことだとは思いますが、将来にわたって財源確保ができるのか。毎年1億数千万円というのはちょっと心配な面もあると思うので、どのように財源確保をしていくのか、お聞かせください。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） お答えいたします。

まず、令和5年度につきましては、第2子まで無償化で、平成29年度から給食費4分の1を免除しておりますので、実質第1子分の4分の3が、今年度は地方創生臨時交付金がありましたので、そちらを充てさせていただきまして、完全無償化ということでさせていただいております。来年度につきましては交付金がありませんので、今年度と比較しまして第1子分の4分の3、金額にすると大体4,000万円ちょっとくらいになるかとは思いますが、こちらの財源ということで、文化センター周辺に住宅団地ができて、固定資産税のほうも徐々にではありますが、増加してきております。また、高崎玉村スマートIC北地区工業団地、こちらについてもすぐすぐというわけにはいきませんが、税収の増加のほうが見込まれております。また、国におきましても子育て未来戦略方針を固めまして、給食費無償化に向けた課題整理のための実態把握を实际始めておりまして、春にも結果をまとめ、無償化の制度設計に一応着手する見込みということになっているそうです。いずれにいたしましても、工業団地の造成等々、すぐすぐ税収の増加が極端に見込めるわけではございませんが、各年度におきまして歳入歳出全体の中で調整しながら、今後国とか、また増収の見込みまで何とかやっ

きたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 厳しい状況が続く、続くと町長が先ほどの答弁でも言っていて、町税にしても2億何千万円も下がっている。それから、先ほどの説明で言う固定資産税が入ってくるのではないかという話も分かるのですが、住宅も230戸のうち180戸くらいが埋まり始めたところで、まだ50戸くらい残っているし、工業団地も新しくできてきて、見通しはあると思うのですけれども、すぐにすぐではない中で、厳しい財源の中で給食費を無償化にするのはどうかなと思ったのです。

ちょっと税務課長に聞いてみたいのですけれども、税金の伸びが、この間の説明のときに少し落ちているというような話でしたけれども、今後の見通しのものを考えるとどうにかやりくりができるのかを税務課長にちょっと聞いてみたくてお願いしたいのですが、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 税務課長。

〔税務課長 貫井利行君発言〕

◇税務課長（貫井利行君） 税務課の税金としては、微増という考えで見ております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第21、議案第19号 令和6年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第22、議案第20号 令和6年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第23、議案第21号 令和6年度玉村町介護保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第24、議案第22号 令和6年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第25、議案第23号 令和6年度玉村町水道事業会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第26、議案第24号 令和6年度玉村町下水道事業会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

これもちまして、令和6年度玉村町一般会計予算ほか6会計予算に対する総括質疑を全て終了いたします。



○予算特別委員会の設置・選任の件

◇議長（石内國雄君） お諮りいたします。

日程第20、議案第18号 令和6年度玉村町一般会計予算から日程第26、議案第24号 令和6年度玉村町下水道事業会計予算までの7議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設

置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第20、議案第18号から日程第26、議案第24号までの7議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、玉村町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議員全員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議員全員を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。



○日程第27 議案第25号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

◇議長（石内國雄君） 日程第27、議案第25号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第25号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてご説明申し上げます。

本案は、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に、令和6年4月1日から富岡市及び榛東村が加入することとなったため、群馬県市町村公平委員会設置規約別表について所要の改正を行うもののほか、負担金の算出基礎となる対象職員数を具体的に明確化するとともに、年額1,000円の負担金を新設する規約変更となります。

以上の変更につきまして、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○散 会

◇議長（石内國雄君） 議事の都合により、3月5日から7日までの3日間は本会議は休会といたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、3月8日は午前9時までに議場へご参集願います。

ご苦労さまでした。

午後2時59分散会